

第 227 号（令和 8 年 4 月 3 日 発行）	発行日 5 日、15 日、25 日
横 浜 市 報	発行所 横浜市役所 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

[告示]

△ 固定資産税に係る固定資産の価格等の登録【総務局固定資産税課】	4
△ 指定納付受託者の指定【政策経営・国際戦略局財源確保推進課】	5
△ 家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止・確認辞退【こども青少年局こども施設整備課】	7
△ 家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認【こども青少年局こども施設整備課】	8
△ 旅館業法施行条例第 2 条第 1 項第 7 号に基づく施設の指定の一部改正【医療局生活衛生課】	9
△ 粗大ごみ処理手数料の収納事務の委託【資源循環局業務課】	25
△ 指定納付受託者の指定【資源循環局業務課】	26
△ 指定納付受託者の指定【資源循環局業務課】	27
△ 飼育動物の収集運搬手数料収納事務の委託【資源循環局業務課】	28
△ 喫煙禁止地区の区域の指定【資源循環局街の美化推進課】	29
△ 指定納付受託者の指定【資源循環局施設課】	31
△ 指定納付受託者の指定【資源循環局施設課】	32
△ 港湾使用料（岸壁、物揚場、荷さばき地、在来貨物ターミナル用地、上屋、港湾厚生施設、その他施設（事務所）、港湾施設用地・ふ頭用地）徴収事務の委託【港湾局経理課】	33
△ 入港料徴収事務の委託【港湾局経理課】	35
△ 港湾施設使用料の徴収事務の委託【港湾局客船事業推進課】	36
△ 指定公金事務取扱者の指定及び売払代金収納事務の委託【都筑区区政推進課】	37
△ 指定納付受託者の指定【教育委員会事務局学校経営支援課】	38

[公告]

△ 職員の懲戒処分【総務局人事課】	39
△ 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧【都市整備局都市計画課】	40
△ 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧【都市整備局都市計画課】	41
△ 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧【都市整備局都市計画課】	42

△ 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧【都市整備局都市計画課】	43
△ 地域計画の変更【みどり環境局農政推進課】	44
△ 排水設備指定工事店の変更【下水道河川局管路保全課】	45
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	46
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	47
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	48
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	49
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	50
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	51
△ 建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】	52
△ 赤レンガパーク駐車場使用料の収納事務の委託【港湾局賑わい振興課】	53
△ 赤レンガパーク等使用料の徴収事務の委託【港湾局賑わい振興課】	54
[区告示]	
△ 地縁による団体の認可【鶴見区地域振興課】	55
[交通局]	
△ 地域限定共通1日乗車券の発売の一部改正【自動車本部営業課】	56
[医療局病院経営本部]	
△ 横浜市医療局病院経営本部事務分掌規程の一部を改正する規程【人事課】	57
△ 横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	58
△ 横浜市医療局病院経営本部職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	75
△ 横浜市医療局病院経営本部職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	79
△ 横浜市医療局病院経営本部職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	80
△ 横浜市医療局病院経営本部職員の管理職員特別勤務手当に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	82
△ 横浜市医療局病院経営本部職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	83
△ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される横浜市医療局病院経営本部職員の処遇等に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	84
△ 横浜市医療局病院経営本部職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	85
△ 横浜市医療局病院経営本部職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	112
[教育委員会]	
△ 職員の懲戒処分【北部学校教育事務所】	113
△ 職員の懲戒処分【東部学校教育事務所】	114

△ 職員の懲戒処分【教職員人事課】	115
[市会]	
△ 横浜市会個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正【総務課】	116
△ 令和8年第1回市会定例会会議事項（第1日）【議事課】	117
△ 令和8年第1回市会定例会会議事項（第2日）【議事課】	118
△ 令和8年第1回市会定例会会議事項（第3日）【議事課】	122
△ 令和8年第1回市会定例会会議事項（第4日）【議事課】	125
△ 令和8年第1回市会定例会会議事項（第5日）【議事課】	127
△ 令和8年第1回市会定例会会議事項（第6日）【議事課】	128

告示

横浜市告示第128号（令和8年4月1日揭示済）

固定資産税に係る固定資産の価格等の登録

令和8年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録した。

令和8年4月1日

横浜市長 山中竹春

横浜市告示第130号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3の規定により次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和8年4月3日

横浜市長 山中竹春

指定納付受託者の名称	指定納付受託者の主たる事務所の所在地	指定納付受託者に納付させる歳入	指定納付受託者に歳入を納付させる期間
株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎3丁目1番1号	インターネットを利用して納付する横浜市への寄附金	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14番1号	インターネットを利用して納付する横浜市への寄附金	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区渋谷3丁目26番20号	インターネットを利用して納付する横浜市への寄附金	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	インターネットを利用して納付する横浜市への寄附金	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
株式会社さとふる	東京都中央区京橋2丁目2番1号	インターネットを利用して納付する横浜市への寄附金	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
株式会社 JALUX	東京都港区港南1丁目2番70号	インターネットを利用して納付する横浜市への寄附金	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
アマゾンジャパン合同会社	東京都目黒区下目黒1丁目8番1号	インターネットを利用して納付する横浜市への寄附金	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

スルガカード 株式会社	東京都中央区 日本橋室町1 丁目7番1号	インターネットを 利用して納付する 横浜市への寄附金	令和8年4月 1日から令和 9年3月31日 まで
GMO ペイメン トゲートウェ イ株式会社	東京都渋谷区 道玄坂1丁目 2番3号	インターネットを 利用して納付する 横浜市への寄附金	令和8年4月 1日から令和 9年3月31日 まで
株式会社 DGフ ィナンシャル テクノロジー	東京都渋谷区 恵比寿南3丁 目5番7号	インターネットを 利用して納付する 横浜市への寄附金	令和8年4月 1日から令和 9年3月31日 まで
株式会社 DMC aizu	福島県耶麻郡 猪苗代町字葉 山 7,105 番地	インターネットを 利用して納付する 横浜市への寄附金	令和8年4月 1日から令和 9年3月31日 まで

横浜市告示第 131 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止・確認
 辞退

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の37第2項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第48条の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止を承認し、確認の辞退を受理した。

令和8年4月3日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	令和8年3月31日
確認辞退年月日	令和8年3月31日
施設種別	小規模保育事業A型
施設名称	尻手スマイル保育園
設置者	株式会社ティーエス
所在地	鶴見区矢向四丁目7番21号

横浜市告示第 132 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・
確認

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条第1項の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認をした。

令和8年4月3日

横浜市長 山中竹春

設置認可・確認年月日	令和8年4月1日
施設種別	小規模保育事業A型
施設名称	尻手スマイル保育園
設置者	株式会社ライフらび
所在地	鶴見区矢向四丁目7番21号

横浜市告示第 133 号

旅館業法施行条例第 2 条第 1 項第 7 号に基づく施設の指
定の一部改正

旅館業法施行条例第 2 条第 1 項第 7 号に基づく施設の指定（平成
25 年 4 月横浜市告示第 357 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 4 月 3 日

横浜市長 山中 竹 春

表中

「

同	大黒ふ頭中央公園	鶴見区大黒ふ頭 1 番	同
---	----------	-------------	---

」

を

「

同	大黒ふ頭中央緑地	鶴見区大黒ふ頭 1 番	同
---	----------	-------------	---

」

に、

「

同	子安通 1 丁目子ども の遊び場	神奈川区子安通 1 丁目 1 72 番ほか	同
---	---------------------	--------------------------	---

」

を

「

同	子安通 1 丁目子ども の遊び場	神奈川区子安通 1 丁目 1 73 番	同
---	---------------------	------------------------	---

」

に、

「

同	白楽子どもの遊び場	神奈川区白楽 4 番の 11	同
同	羽沢子どもの遊び場	神奈川区羽沢南一丁目 4 番	同
同	横浜市羽沢スポーツ 会館	神奈川区羽沢町 1,700 番地の 1	同

」

を

「

令和 8 年 4 月 1 日	稲荷公園町のはらっ ぱ	神奈川区羽沢町 1,200 番の 71	同
-------------------	----------------	------------------------	---

」

平成25年 4月1日	羽沢子どもの遊び場	神奈川区羽沢南一丁目 4番	同
令和8年 4月1日	羽沢南町のはらっぱ	神奈川区羽沢南三丁目4 10番の81	同
平成25年 4月1日	横浜市羽沢スポーツ 会館	神奈川区羽沢町 1,700 番地の1	同

に、
「

同	三ツ沢下町子どもの 遊び場	神奈川区三ツ沢下町1 番の2	同
---	------------------	-------------------	---

を
「

同	三ツ沢下町子どもの 遊び場	神奈川区三ツ沢下町2 番の1	同
---	------------------	-------------------	---

に、
「

同	横浜市中本牧コミュ ニティハウス	中区本牧町2丁目351 番地	同
---	---------------------	-------------------	---

を
「

令和8年 4月1日	県住宅供給公社ちび っこ広場	中区本牧大里町27番	同
平成25年 4月1日	横浜市中本牧コミュ ニティハウス	中区本牧町2丁目351 番地	同

に、
「

令和4年 4月1日	本牧市民プール	中区本牧元町46番1号	同
--------------	---------	-------------	---

を
「

令和4年 4月1日	本牧市民プール	中区本牧元町46番1号	同
--------------	---------	-------------	---

令和8年 4月1日	本牧元町ちびっこ広 場	中区本牧元町 245 番の 1	同
同	簗沢ちびっこ広場	中区簗沢 109 番の 14	同

に、

同	大岡第三親睦会子ど もの遊び場	南区大岡二丁目 1,041 番の 2	同
同	弘明寺前田子ども の遊び場	南区弘明寺町 190 番の 13 ほか	同

を、

同	大岡第三親睦会子ど もの遊び場	南区大岡二丁目 1,041 番の 2	同
---	--------------------	-----------------------	---

に、

同	万世子どもの遊び場	南区万世町 2 丁目 32 番	同
同	南太田 1 丁目富士見 子どもの遊び場	南区南太田一丁目 41 番 の 12	同

を、

同	万世子どもの遊び場	南区万世町 2 丁目 32 番	同
---	-----------	-----------------	---

に、

令和4年 4月1日	港南プール	港南区港南台六丁目 22 番 38 号	同
--------------	-------	------------------------	---

を、

令和4年 4月1日	港南プール	港南区港南台六丁目 22 番 38 号	同
令和8年 4月1日	最戸子供の遊び場	港南区最戸一丁目 25 番 の 3	同

に、

同	横浜市今井地区センター	保土ヶ谷区今井町 412番地の8	同
---	-------------	------------------	---

を、

令和8年 4月1日	横浜市上永谷駅前コミュニティハウス	港南区丸山台一丁目9番10号	同
平成25年 4月1日	横浜市今井地区センター	保土ヶ谷区今井町 412番8号	同

に、

平成25年 4月1日	境木子供の遊び場	保土ヶ谷区境木町13番の2	同
---------------	----------	---------------	---

を、

平成25年 4月1日	境木子供の遊び場	保土ヶ谷区境木町12番の2	同
---------------	----------	---------------	---

に、

同	大六天団地子供の遊び場	保土ヶ谷区西谷町 675番	同
---	-------------	---------------	---

を、

同	大六天団地子供の遊び場	保土ヶ谷区西谷2丁目8番の13	同
---	-------------	-----------------	---

に、

同	星川三丁目子供の遊び場	保土ヶ谷区星川三丁目 491番	同
---	-------------	-----------------	---

を、

「

令和8年 4月1日	仏向少年広場	保土ヶ谷区仏向西21番 の1	同
平成25年 4月1日	星川三丁目子供の遊 び場	保土ヶ谷区星川三丁目4 93番の1	同

」

に、

「

同	丸山子どもの遊び場	旭区今宿東町843番の 76	同
---	-----------	-------------------	---

」

を

「

同	丸山子供の遊び場	旭区今宿東町843番の 76	同
---	----------	-------------------	---

」

に、

「

同	上川井町宮の森子ど もの遊び場	旭区上川井町112番の 1	同
---	--------------------	------------------	---

」

を、

「

同	上川井町宮の森子供 の遊び場	旭区上川井町112番の 1	同
---	-------------------	------------------	---

」

に、

「

同	川井子どもの遊び場	旭区川井宿町171番の 1	同
---	-----------	------------------	---

」

を

「

同	川井子供の遊び場	旭区川井宿町171番の 1	同
---	----------	------------------	---

」

に、

同	左近山団地市沢子ども遊び場	旭区左近山 1,116 番の 7	同
同	左近山ひだまり子ども遊び場	旭区左近山 1,997 番の 5	同
同	境友子ども遊び場	旭区笹野台二丁目 231 番の 8	同
同	さちが丘子ども遊び場	旭区さちが丘 5 番の 4 ほか	同
同	吹上子ども遊び場	旭区下川井町 2,190 番	同

を、

同	左近山団地市沢子供の遊び場	旭区左近山 1,116 番の 7	同
同	左近山ひだまり子供の遊び場	旭区左近山 1,997 番の 5	同
同	境友子供の遊び場	旭区笹野台二丁目 231 番の 8	同
同	さちが丘子供の遊び場	旭区さちが丘 5 番の 4 ほか	同
同	吹上子供の遊び場	旭区下川井町 2,190 番	同

に、

同	二俣川子ども遊び場	旭区善部町 67 番の 2 ほか	同
---	-----------	------------------	---

を、

同	二俣川子供の遊び場	旭区善部町 67 番の 2 ほか	同
---	-----------	------------------	---

に、

同	鶴ヶ峰住宅広場子ども遊び場	旭区鶴ヶ峰一丁目 53 番の 4	同
---	---------------	------------------	---

を、

同	鶴ヶ峰住宅広場子供の遊び場	旭区鶴ヶ峰一丁目53番の4	同
---	---------------	---------------	---

に、

同	富士見子どもの遊び場	旭区中希望が丘55番の6ほか	横浜市
---	------------	----------------	-----

を、

同	富士見子供の遊び場	旭区中希望が丘55番の6ほか	横浜市
---	-----------	----------------	-----

に、

同	清水ヶ丘子どもの遊び場	旭区中沢一丁目28番の12	同
同	二俣川住宅子どもの遊び場	旭区二俣川1丁目69番の1	同
同	本宿東部子どもの遊び場	旭区本宿町26番の1	同

を、

同	清水ヶ丘子供の遊び場	旭区中沢一丁目28番の12	同
同	二俣川住宅子供の遊び場	旭区二俣川1丁目69番の1	同
同	本宿東部子供の遊び場	旭区本宿町26番の1	同

に、

同	本村子どもの遊び場	旭区本村町15番先	同
---	-----------	-----------	---

同	南希望が丘子どもの遊び場	旭区南希望が丘11番の1	同
同	南希望が丘中央会子どもの遊び場	旭区南希望が丘72番の4ほか	同

を、

「

同	本村子供の遊び場	旭区本村町15番先	同
同	南希望が丘子供の遊び場	旭区南希望が丘11番の1	同
同	南希望が丘中央会子供の遊び場	旭区南希望が丘72番の4ほか	同

に、

「

平成29年 1月1日	杉田四丁目はらっぱ	磯子区杉田四丁目 2,18 2番の1ほか	同
---------------	-----------	-------------------------	---

を、

「

平成29年 1月1日	杉田四丁目はらっぱ	磯子区杉田4丁目 2,18 2番地の1ほか	同
---------------	-----------	--------------------------	---

に、

「

平成29年 1月1日	杉田大谷はらっぱ	磯子区杉田七丁目 838 番の149の一部ほか	同
---------------	----------	----------------------------	---

を、

「

平成29年 1月1日	杉田大谷はらっぱ	磯子区杉田7丁目 838 番地の149の一部ほか	同
---------------	----------	-----------------------------	---

に、

「

平成25年 4月1日	田中町子供の遊び場	磯子区田中二丁目18番	同
---------------	-----------	-------------	---

同	横浜市根岸地区センター	磯子区馬場町1番42号	同
---	-------------	-------------	---

を、
「

平成25年 4月1日	横浜市根岸地区センター	磯子区馬場町1番42号	同
---------------	-------------	-------------	---

に、
「

平成29年 1月1日	丸山第一町内会はらっぱ	磯子区丸山一丁目449番の4	同
---------------	-------------	----------------	---

を、
「

平成29年 1月1日	丸山第一町内会はらっぱ	磯子区丸山1丁目449番地の4	同
---------------	-------------	-----------------	---

に、
「

同	高舟台子供の遊び場	金沢区高舟台一丁目31番	同
---	-----------	--------------	---

を、
「

令和8年 4月1日	横浜市西柴コミュニティハウス	金沢区柴町343番地の5	同
平成25年 4月1日	高舟台子供の遊び場	金沢区高舟台一丁目31番	同

に、
「

同	横浜市六浦地区センター	金沢区六浦五丁目20番2号	同
同	双葉子供の遊び場	金沢区六浦五丁目9番	同
同	六浦第3子供の遊び場	金沢区六浦五丁目39番	同

を、
「

同	横浜市六浦地区センター	金沢区六浦五丁目20番2号	同
---	-------------	---------------	---

」

に、
「

令和4年 4月1日	太尾子供の遊び場	港北区大倉山四丁目94 1番の9ほか	同
--------------	----------	-----------------------	---

」

を、
「

令和4年 4月1日	太尾防犯拠点センター 一子供の遊び場	港北区大倉山四丁目94 1番の9ほか	同
--------------	-----------------------	-----------------------	---

」

に、
「

同	横浜市菊名コミュニティハウス	港北区菊名四丁目4番 1号	同
---	----------------	------------------	---

」

を、
「

平成30年 7月1日	大曽根青少年運動広 場	港北区大曽根三丁目29 番先	同
平成25年 4月1日	横浜市菊名コミュニティ ハウス	港北区菊名四丁目4番 1号	同

」

に、
「

同	横浜市新田地区セン ター	港北区新吉田町 3,236 番地	同
同	新吉田西部町内会子 供の遊び場	港北区新吉田町 5,624 番	同

」

を、
「

同	横浜市新田地区セン ター	港北区新吉田町 3,236 番地	同
---	-----------------	---------------------	---

に、

「

同	新吉田吉住会子供の遊び場	港北区新吉田東五丁目11番	同
---	--------------	---------------	---

」

を、

「

同	新吉田吉住会子供の遊び場	港北区新吉田東五丁目11番	同
令和8年4月1日	横浜市たかたコミュニティハウス	港北区高田東三丁目5番17号	同

」

に、

「

同	綱島東町自治会子供の遊び場	港北区綱島西六丁目49番先	同
---	---------------	---------------	---

」

を、

「

同	綱島東町自治会子供の遊び場	港北区綱島西六丁目13番32先	同
---	---------------	-----------------	---

」

に、

「

平成30年7月1日	大曾根青少年広場	港北区大曾根三丁目29番先	同
令和4年4月1日	箕輪町子供の遊び場	港北区箕輪町三丁目27番の2ほか	同

」

を、

「

令和4年4月1日	箕輪町町内会高架下子供の遊び場	港北区箕輪町三丁目27番の2ほか	同
----------	-----------------	------------------	---

」

に、

「

平成25年 4月1日	横浜市霧が丘コ ミュニティハウス	緑区霧が丘三丁目23番 地	同
---------------	---------------------	------------------	---

を、

「

平成25年 4月1日	横浜市霧が丘コ ミュニティハウス	緑区霧が丘三丁目23番	同
---------------	---------------------	-------------	---

に、

「

同	川向町子どもの遊 び場	都筑区川向町604番の 2ほか	同
---	----------------	--------------------	---

を、

「

令和8年 4月1日	横浜市勝田小学 校コミュニティ ハウス	都筑区勝田町348番 地の2	同
平成25年 4月1日	川向町子どもの遊 び場	都筑区川向町604番 の2ほか	同

に、

「

平成29年 1月1日	大峰町のはらっ ぱ	都筑区佐江戸町1,722 番の3	同
平成25年 4月1日	横浜市中川西地 区センター	都筑区中川二丁目8 番1号	同
同	横浜市仲町台地 区センター	都筑区仲町台二丁 目7番2号	同
同	早渕三丁目子 どもの遊び場	都筑区早渕三丁 目32番	同
同	横浜市東山田ス ポーツ会館	都筑区東山田町105 番地の2	同
同	東山田子どもの 遊び場	都筑区東山田町1,308 番	同
同	下根子どもの遊 び場	都筑区東山田町1,430 番の1ほか	同
同	徳持子どもの遊 び場	都筑区東山田町1,671 番	同

平成30年 7月1日	東方町子どもの遊び場	都筑区東方町 144 番の 1 ほか	同
平成29年 1月1日	遣ヶ谷子供の遊び場	戸塚区上倉田町 135 番	同

を、

「

同	横浜市中川西地区センター	都筑区中川二丁目 8 番 1 号	同
同	横浜市仲町台地区センター	都筑区仲町台二丁目 7 番 2 号	同
同	横浜市東山田スポーツ会館	都筑区東山田町 105 番 地の 2	同
同	下根子どもの遊び場	都筑区東山田町 1,430 番の 1 ほか	同
平成30年 7月1日	東方町子どもの遊び場	都筑区東方町 144 番の 1 ほか	同
令和8年 4月1日	横浜市都田地区センター	都筑区東方町 655 番地 の 4	同

に、

「

平成29年 1月1日	東明会子供の遊び場	戸塚区汲沢二丁目 2,22 9 番の 155 ほか	同
---------------	-----------	------------------------------	---

を、

「

平成29年 1月1日	東明会子供の遊び場	戸塚区汲沢 2 丁目 2,22 9 番の 155 ほか	同
---------------	-----------	--------------------------------	---

に、

「

平成29年 1月1日	新生会第2子供の遊び場	戸塚区汲沢七丁目 1,98 8 番の 5 ほか	同
---------------	-------------	----------------------------	---

を、

「

平成29年 1月1日	新生会第2子供の遊 び場	戸塚区汲沢7丁目 1,98 8番の5ほか	同
---------------	-----------------	-------------------------	---

に、
「

平成29年 1月1日	名瀬一丁目子供の遊 び場	戸塚区名瀬町 272番	同
同	名瀬町子供の遊び場	戸塚区名瀬町 1,773番	同

を、
「

平成29年 1月1日	名瀬一丁目子供の遊 び場	戸塚区名瀬町 272番	同
---------------	-----------------	-------------	---

に、
「

平成29年 1月1日	三角広場町のはらっ ぱ	戸塚区原宿四丁目 1,15 1番の71	同
---------------	----------------	------------------------	---

を、
「

平成29年 1月1日	三角広場町のはらっ ぱ	戸塚区原宿4丁目 1,15 1番の71	同
---------------	----------------	------------------------	---

に、
「

同	千秀センター	栄区田谷町 1,662番地	同
---	--------	---------------	---

を、
「

令和8年 4月1日	横浜市庄戸コミュニ テイハウス	栄区庄戸三丁目1番1 号	同
平成29年 1月1日	千秀センター	栄区田谷町 1,662番地	同

に、
「

同	いずみ台公園こども ログハウス	泉区和泉町 6,209 番地 の 1	同
同	岡津町子どもの遊び 場	泉区岡津町 1,574 番	同

を、

「

同	いずみ台公園こども ログハウス	泉区和泉町 6,209 番地 の 1	同
---	--------------------	-----------------------	---

に、

「

同	横浜市しらゆり集会 所	泉区中田東一丁目 41 番 1 号	同
同	東原町のはらっぱ	泉区中田東一丁目 1,63 6 番の 1 ほか	同

を、

「

同	横浜市しらゆり集会 所	泉区中田東一丁目 41 番 1 号	同
---	----------------	----------------------	---

に、

「

平成 29 年 1 月 1 日	北新子どもの遊び場	瀬谷区北新 26 番の 13	同
--------------------	-----------	----------------	---

を、

「

平成 29 年 1 月 1 日	北新子供の遊び場	瀬谷区北新 26 番の 13	同
--------------------	----------	----------------	---

に、

「

平成 29 年 1 月 1 日	中屋敷第 2 子どもの 遊び場	瀬谷区中屋敷二丁目 25 番の 10	同
同	橋戸第 2 子どもの遊 び場	瀬谷区橋戸三丁目 38 番	同

を、

「

平成29年 1月1日	中屋敷第二子供の遊 び場	瀬谷区中屋敷二丁目25 番の10	同
同	橋戸第二子供の遊 び場	瀬谷区橋戸三丁目38番	同

」

に、

「

同	瀬谷子どもの遊 び場	瀬谷区本郷三丁目36番	同
---	---------------	-------------	---

」

を、

「

同	瀬谷子供の遊 び場	瀬谷区本郷三丁目36番	同
---	--------------	-------------	---

」

に、

「

平成29年 1月1日	宮沢神明社子どもの 遊 び場	瀬谷区宮沢三丁目21番	同
同	赤堰子どもの遊 び場	瀬谷区宮沢三丁目23番 の4	同

」

を、

「

平成29年 1月1日	宮沢神明社子供の遊 び場	瀬谷区宮沢三丁目21番	同
---------------	-----------------	-------------	---

」

に改める。

横浜市告示第 134 号

粗大ごみ処理手数料の収納事務の委託

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、粗大ごみ処理手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和8年4月3日

横浜市長 山中竹春

指定公金事務取扱者の名称	指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地	委託した収納事務に係る歳入	地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日	収納事務の委託をした日
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦3丁目1番21号	粗大ごみ処理手数料	令和8年4月1日	令和8年4月1日
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	粗大ごみ処理手数料	令和8年4月1日	令和8年4月1日
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号	粗大ごみ処理手数料	令和8年4月1日	令和8年4月1日
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	粗大ごみ処理手数料	令和8年4月1日	令和8年4月1日
株式会社ローソン	東京都品川区大崎1丁目11番2号	粗大ごみ処理手数料	令和8年4月1日	令和8年4月1日
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	粗大ごみ処理手数料	令和8年4月1日	令和8年4月1日

横浜市告示第135号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和8年4月3日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定納付受託者の名称
GMOペイメントゲートウェイ株式会社
- 2 指定納付受託者の主たる事務所の所在地
東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入
キャッシュレス決済による粗大ごみ処理手数料
- 4 地方自治法第231条の2の3第1項の規定による指定をした日
令和8年4月1日

横浜市告示第136号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和8年4月3日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定納付受託者の名称
大和ハウスフィナンシャル株式会社
- 2 指定納付受託者の主たる事務所の所在地
大阪府大阪市中央区北浜東4番33号
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入
キャッシュレス決済による粗大ごみ処理手数料
- 4 地方自治法第231条の2の3第1項の規定による指定をした日
令和8年4月1日

横浜市告示第 137 号

飼育動物の収集運搬手数料収納事務の委託

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、飼育動物の収集運搬手数料収納事務を次のとおり委託した。

令和8年4月3日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
 - (1) 株式会社 山陽紙業
神奈川県西寺尾二丁目8番18号
 - (2) 株式会社 ワイ・エス・ディ
金沢区幸浦二丁目2番地の9
- 2 委託した収納事務に係る歳入
飼育動物死体の収集運搬手数料
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年4月1日
- 4 収納事務の委託をした日
令和8年4月1日

横浜市告示第138号

喫煙禁止地区の区域の指定

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例（平成7年9月横浜市条例第46号）第11条の2第1項に規定する喫煙禁止地区の区域を、次のとおり指定する。

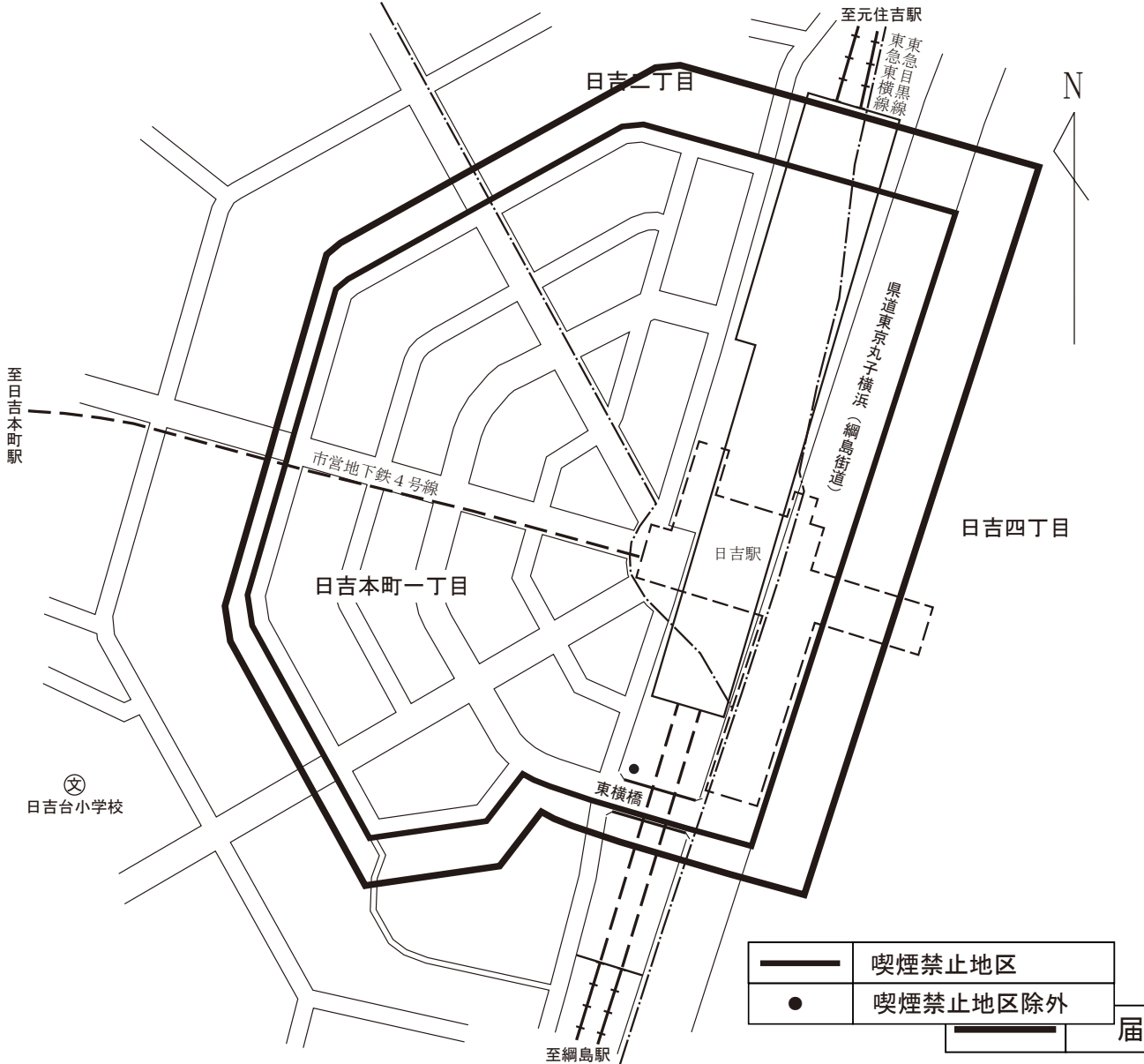
令和8年4月3日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	指定場所	
	指定地区名	区域図
令和8年8月1日	日吉駅周辺地区	別図のとおり

日吉駅周辺地区

別図



横浜市告示第139号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第2項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和8年4月3日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定納付受託者の名称
三井住友カード株式会社
- 2 指定納付受託者の主たる事務所の所在地
東京都江東区豊洲二丁目2番31号
- 3 指定納付受託者を指定した日
令和8年4月1日
- 4 指定納付受託者に納付させる歳入
キャッシュレス決済による一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用
- 5 指定納付受託者に納付させる期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

横浜市告示第140号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第2項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和8年4月3日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定納付受託者の名称
株式会社ジェーシービー
- 2 指定納付受託者の主たる事務所の所在地
東京都港区南青山5丁目1番22号
- 3 指定納付受託者を指定した日
令和8年4月1日
- 4 指定納付受託者に納付させる歳入
キャッシュレス決済による一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用
- 5 指定納付受託者に納付させる期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

横浜市告示第141号

港湾使用料（岸壁、物揚場、荷さばき地、在来貨物ターミナル用地、上屋、港湾厚生施設、その他施設（事務所））、港湾施設用地・ふ頭用地）徴収事務の委託

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、港湾使用料（岸壁（大黒ふ頭の岸壁（大黒ふ頭C-3号岸壁を除く。））、出田町ふ頭の岸壁、瑞穂ふ頭岸壁、山内ふ頭岸壁、みなとみらいの耐震岸壁、新港ふ頭の岸壁（引き船の使用に係るものに限る。））、山下ふ頭の岸壁、本牧ふ頭の岸壁、本牧ふ頭新建材の岸壁、金沢木材ふ頭岸壁、小型油槽船係留さん橋、引き船係留施設に限る。））、物揚場（末広町物揚場、大黒ふ頭の物揚場、出田町ふ頭の物揚場、瑞穂ふ頭物揚場、みなとみらい中央物揚場、山下ふ頭の物揚場、本牧ふ頭の物揚場、金沢木材ふ頭の物揚場に限る。））、荷さばき地（大黒ふ頭の荷さばき地、出田町ふ頭の荷さばき地、瑞穂ふ頭の荷さばき地、山内ふ頭A号荷さばき地、山下ふ頭の荷さばき地、本牧ふ頭の荷さばき地、本牧ふ頭新建材A号荷さばき地、金沢木材ふ頭の荷さばき地に限る。））、在来貨物ターミナル用地、上屋（大黒ふ頭の上屋及び同上屋事務所（大黒ふ頭T-3号上屋、同T-3号上屋事務所、T-4号上屋、T-4号上屋事務所を除く。））、出田町ふ頭の上屋（付属建物を含む。））、山内ふ頭上屋及び同上屋事務所、山下ふ頭の上屋及び同上屋事務所（航空貨物ターミナル及び同事務所、山下ふ頭11号上屋事務所を除く。））、本牧ふ頭の上屋及び同上屋事務所（本牧ふ頭D突堤CFS-1（コンテナ上屋）及び同付属事務所並びに同CFS-2（コンテナ上屋）及び同付属事務所、本牧ターミナルオフィスセンターを除く。）に限る。））、港湾厚生施設（小型油槽船係留さん橋休憩所、大黒ふ頭2号物揚場休憩所、港湾労働者山内ふ頭休憩所、本牧ふ頭B突堤2号上屋付属シャワー施設及び同C突堤3・4号上屋付属シャワー施設並びに同C突堤労働者休憩所、本牧ターミナルオフィスセンター休憩施設、南本牧ふ頭休憩施設に限る。））、その他施設（事務所）（大黒ふ頭管理センター事務所、本牧ふ頭総合ビル、本牧ふ頭A突堤事務所、本牧A突堤基部事務所、本牧新建材ふ頭事務所、小型油槽船係留さん橋事務所に限る。））、港湾施設用地・ふ頭用地（鶴見地区I、大黒ふ頭I、出田町ふ頭I、瑞穂ふ頭I、山内ふ頭I、みなとみらい中央地区I、山下ふ頭I、本牧ふ頭I、南本牧ふ頭I、金沢木材ふ頭Iに限る。））に係る徴収事務を次のとおり委託した。

令和8年4月3日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定公金事務取扱者の名称
横浜港埠頭株式会社

- 2 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
中区山下町2番地
- 3 委託した徴収事務に係る歳入
港湾使用料（岸壁、物揚場、荷さばき地、在来貨物ターミナル
用地、上屋、港湾厚生施設、その他施設（事務所）、港湾施設
用地・ふ頭用地）
- 4 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年1月23日
- 5 徴収事務の委託をした日
令和8年4月1日

横浜市告示第142号

入港料徴収事務の委託

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、横浜港に入港した船舶に係る入港料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和8年4月3日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定公金事務取扱者の名称
横浜港埠頭株式会社
- 2 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
中区山下町2番地
- 3 委託した徴収事務に係る歳入
入港料
- 4 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年1月23日
- 5 徴収事務の委託をした日
令和8年4月1日

横浜市告示第143号

港湾施設使用料の徴収事務の委託

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、新港ふ頭8号岸壁使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和8年4月3日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定公金事務取扱者の名称
新港ふ頭客船ターミナル株式会社
- 2 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号
- 3 委託した徴収事務に係る歳入
新港ふ頭8号岸壁使用料
- 4 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年4月1日
- 5 徴収事務の委託をした日
令和8年4月1日

横浜市告示第144号

指定公金事務取扱者の指定及び売払代金収納事務の委託
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、都筑区水と緑の散策マップ売払代金収納事務を次のとおり委託した。

令和8年4月3日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定公金事務取扱者の名称
一般財団法人横浜市ひとり親家庭福祉会
- 2 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
神奈川区立町14番地の3
- 3 委託した収納事務に係る歳入
「都筑区水と緑の散策マップ」売払代金
- 4 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年3月2日
- 5 収納事務の委託をした日
令和8年4月1日

横浜市告示第 145 号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和8年4月3日

横浜市長 山中竹春

指定納付受託者の名称	指定納付受託者の主たる事務所の所在地	指定納付受託者に納付させる歳入	指定納付受託者を指定した年月日
公益財団法人 横浜市国際交流協会	西区みなとみ らい一丁目1 番1号	横浜市国際学 生会館使用料	令和8年4月 1日

公告

横浜市公告第194号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により、次の者を令和8年3月19日懲戒処分に付した。

令和8年4月3日

横浜市長 山中竹春

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
財政局総務部担当部長	事務職員	幸 孝 憲	減給10分の1 1箇月

横浜市公告第195号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案を作成したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和8年4月3日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区

恩田東部特別緑地保全地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

青葉区恩田町地内

3 縦覧期間

令和8年4月3日から令和8年4月17日まで

4 縦覧場所及び意見書提出先

中区本町6丁目50番地の10

横浜市都市整備局企画部都市計画課

5 都市計画図書写しの閲覧期間

令和8年4月3日から令和8年4月17日まで

6 都市計画図書写しの閲覧場所

横浜市ホームページ (<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/04-zyuran-h/houteijyuurann.html>)

横浜市公告第196号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案を作成したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和8年4月3日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区

熊野神社特別緑地保全地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

港北区師岡町地内

3 縦覧期間

令和8年4月3日から令和8年4月17日まで

4 縦覧場所及び意見書提出先

中区本町6丁目50番地の10

横浜市都市整備局企画部都市計画課

5 都市計画図書写しの閲覧期間

令和8年4月3日から令和8年4月17日まで

6 都市計画図書写しの閲覧場所

横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/04-zyuran-h/houteijyuurann.html>）

横浜市公告第197号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案を作成したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和8年4月3日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区

川井本町特別緑地保全地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

旭区川井本町地内

3 縦覧期間

令和8年4月3日から令和8年4月17日まで

4 縦覧場所及び意見書提出先

中区本町6丁目50番地の10

横浜市都市整備局企画部都市計画課

5 都市計画図書写しの閲覧期間

令和8年4月3日から令和8年4月17日まで

6 都市計画図書写しの閲覧場所

横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/etsuduki/04-zyuran-h/houteijyuurann.html>）

横浜市公告第198号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案を作成したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和8年4月3日

横浜市長 山中竹春

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区
名瀬町緑園特別緑地保全地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
戸塚区名瀬町地内
- 3 縦覧期間
令和8年4月3日から令和8年4月17日まで
- 4 縦覧場所及び意見書提出先
中区本町6丁目50番地の10
横浜市都市整備局企画部都市計画課
- 5 都市計画図書写しの閲覧期間
令和8年4月3日から令和8年4月17日まで
- 6 都市計画図書写しの閲覧場所
横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/04-zyuran-h/houteijyuurann.html>）

横浜市公告第199号
地域計画の変更

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第8項の規定に基づき地域計画を変更したため、次のとおり当該地域計画を縦覧に供する。

令和8年4月3日

横浜市長 山中竹春

- 1 縦覧場所
中区本町6丁目50番地の10
横浜市みどり環境局農政部農政推進課
- 2 縦覧期間
令和8年4月3日から次回地域計画変更公告日の前日まで備え置くこととする。
- 3 縦覧時間
土日祝日を除く平日の午前8時45分から午後5時まで

横浜市公告第200号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第8条第1項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年4月3日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
令和7年 10月1日	30398	株式会社 シテイス ケープ	川野 優	(新) 神奈川区亀住町 10番地の16
				(旧) 港北区新横浜二 丁目14番地の30

横浜市公告第201号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年4月3日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和7年3月6日第2024開211号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
戸塚区川上町88番地の1
ティ・ワークス株式会社
代表取締役 二村 淳 一
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
神奈川区三ツ沢上町146番の7、146番の10、146番の173、
146番の174の一部、146番の175の一部及び146番の176の一部

横浜市公告第202号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年4月3日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和7年3月25日第2024開901号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西区楠町10番地の1
株式会社ベンハウス
代表取締役 八木健次
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
磯子区磯子二丁目1,048番の12、1,048番の43から1,048番の52まで及び1,048番の53の一部

横浜市公告第203号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年4月3日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和7年8月29日第2025開1706号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都中央区日本橋室町3丁目2番1号
三井不動産レジデンシャル株式会社
代表取締役 嘉村 徹
東京都千代田区神田錦町3丁目7番地の1
株式会社日立プロパティアンドサービス
代表取締役 西名 幸司
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
青葉区榎が丘53番の73及び53番の100

横浜市公告第204号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月3日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第2025・11・10号
- 2 指定年月日
令和8年3月23日
- 3 道路の幅員
6.00 m
- 4 道路の延長
35.21 m
- 5 指定の場所
港北区新吉田東七丁目 2,742 番の2 及び 2,743 番の2
- 6 申請者の氏名
坂倉英雄

横浜市公告第205号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月3日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第2025・11・9号
- 2 指定年月日
令和8年3月19日
- 3 道路の幅員
6.00 m
- 4 道路の延長
6.00 m
- 5 指定の場所
港北区大豆戸町60番の17及び60番の18
- 6 申請者の氏名
小野武夫

横浜市公告第206号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月3日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第36・28号
- 2 廃止年月日
令和8年3月25日
- 3 廃止部分の道路の幅員
6.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
36.00 m
- 5 廃止の場所
戸塚区平戸二丁目1474番の28地先から1492番の55地先まで

横浜市公告第 207 号

建築基準法に基づく指定道路の廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく指定道路を、次のとおり廃止した。

令和8年4月3日

横浜市長 山中竹春

1 廃止年月日

令和8年3月25日

2 廃止する道路の幅員

4.00 m

3 廃止する道路の延長

18.65 m

4 廃止の場所

港南区上大岡西三丁目 621 番の 2、623 番の 1 の一部、624 番の 10 の一部、664 番の 1 の一部及び 666 番の 2

横浜市公告第208号

赤レンガパーク駐車場使用料の収納事務の委託

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、赤レンガパーク駐車場使用料の収納事務を次のとおり委託した。

令和8年4月3日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定公金事務取扱者の名称
横浜赤レンガ倉庫共同事業体
代表者
株式会社横浜赤レンガ
代表取締役
岩崎求起
- 2 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
中区新港一丁目1番1号
- 3 委託した収納事務に係る歳入
赤レンガパーク駐車場使用料
- 4 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和7年4月1日
- 5 収納事務の委託をした日
令和8年4月1日

横浜市公告第209号

赤レンガパーク等使用料の徴収事務の委託

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、赤レンガパーク等使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和8年4月3日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定公金事務取扱者の名称
横浜赤レンガ倉庫共同事業体
代表者
株式会社横浜赤レンガ
代表取締役
岩崎求起
- 2 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
中区新港一丁目1番1号
- 3 委託した徴収事務に係る歳入
赤レンガパーク等使用料
- 4 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和7年4月1日
- 5 徴収事務の委託をした日
令和8年4月1日

区告示

鶴見区告示第1号（令和8年3月24日掲示済）

地縁による団体の認可

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体として、次のとおり認可した。

令和8年3月24日

横浜市鶴見区長 渋谷 治 雄

- 1 名称
本町通四丁目自治会
- 2 規約に定める目的
会員相互の親睦と福祉の増進を図り、地域的な共同活動を行うことにより、地域社会の維持及び形成に資すること。
- 3 区域
鶴見区本町通4丁目全域及び仲通1丁目2番地
- 4 主たる事務所
鶴見区本町通4丁目169番地の1
- 5 代表者の氏名及び住所
大 島 文 夫
鶴見区本町通4丁目176番地の1
- 6 裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
無
- 7 代理人の有無
無
- 8 認可年月日
令和8年3月24日

交通局

交通局告示第5号

地域限定共通1日乗車券の発売の一部改正

地域限定共通1日乗車券の発売（令和7年10月交通局告示第9号）の一部を次のように改正し、令和8年4月4日から実施する。

令和8年4月3日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

別表1の3を次のように改める。

3 乗合自動車（神奈川中央交通）

系統番号	適用区間	備考
11	中村橋～桜木町駅前	往復
77	高島町→横浜駅東口	片方向のみ
横43	吉野町駅前～横浜駅東口	往復
港61	横浜駅東口～吉野町駅前	往復
戸03	吉野町駅前～県庁入口	往復
戸45	吉野町駅前～桜木町駅前	往復
戸47	吉野町駅前～桜木町駅前	往復
戸48	吉野町駅前～桜木町駅前	往復
東06	吉野町駅前→県庁入口	片方向のみ
船20	桜木町駅前～吉野町駅前	往復

附 則

この告示は、令和8年4月4日から施行する。

医療局病院経営本部

横浜市医療局病院経営本部事務分掌規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月26日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

医療局病院経営本部規程第2号（令和8年3月26日揭示済）

横浜市医療局病院経営本部事務分掌規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部事務分掌規程（平成17年3月病院経営局規程第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中、

「診療科

内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、脳神経内科、脳神経外科、整形外科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科」

を

「診療科

内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、脳神経内科、脳神経外科、整形外科、リハビリテーション科、眼科、放射線科、麻酔科」

に改める。

第9条第1項中「室に室長及び副室長、」を削る。

同条第3項中「室に室長及び副室長、」を削り、「医療の質管理室に医療機器安全管理責任者、医療放射線安全管理責任者及び医薬品安全管理責任者」を「医療の質管理室に室長、医療機器安全管理責任者、医療放射線安全管理責任者、医薬品安全管理責任者及び副室長」に、「画像診断部、検査部に技師長」を「画像診断部及び検査部に技師長」に改める。

第10条第4項中「市民病院の」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月26日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

医療局病院経営本部規程第3号（令和8年3月26日揭示済）

横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程（平成17年3月病院経営局規程第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「職員を」を「職員（第5項各号に掲げる職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）を」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 次に掲げる職員の第2項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて病院事業管理者が定める基準に従い決定するものとする。

- (1) 医療局病院経営本部行政職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの
- (2) 医療局病院経営本部行政職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの

第9条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項第3号中「前項第6号」を「前項第5号」に改める。

第10条第1項中「前条第1項第1号及び第3号から第6号までの」を「前条第1項第2号から第5号までの」に、「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、同条第2項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、「前条第1項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうちの1人については11,500円）とする。」を「前条第1項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円とする。」に改める。

第11条第1項各号列記以外の部分中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族たる子がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合（扶養親族たる子としての要件を具備するに至った者がある場合に限る。）において、その職員に配偶者がいないときは、その旨

を含む。)」を削り、同項第1号中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、同項第2号中「第9条第1項第3号又は第5号」を「第9条第1項第2号若しくは第4号」に、「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、同項第3号及び第4号を削る。

第12条第1項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、同条第2項後段を「この場合において、前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同項第5号中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、同号を同項第3号とし、同項第6号中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、同号を同項第4号とし、同項第7号中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、同号を同項第5号とし、同項第8号中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第9号を同項第7号とする。

第18条第2項中「55,000円」を「150,000円」に改める。

第19条第1項中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」を加える。

第26条第2項中「条例第9条の2第1号の」を「条例第9条の2第1項の」に改める。

別表第1、別表第4及び別表第5を次のように改める。

別表第1 医療局病院経営本部行政職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	184,000	247,300	278,200	318,300	367,600	415,800	522,500	569,300
	2	185,200	248,900	279,400	320,200	369,400	418,300	529,000	575,700
	3	186,400	250,500	280,600	322,100	371,200	420,700	534,100	581,700
	4	187,600	252,100	281,800	324,000	373,000	423,100	538,300	587,300
	5	188,800	253,700	283,100	325,900	374,800	425,500	542,400	592,400
	6	190,100	255,200	284,500	327,800	376,600	427,800	545,800	596,700
	7	191,400	256,700	286,000	329,700	378,400	430,100	548,400	600,900
	8	192,700	258,200	287,500	331,600	380,100	432,400	550,800	604,900
	9	194,000	259,700	289,000	333,400	381,800	434,700	552,900	608,700
	10	195,300	261,100	290,500	335,200	383,400	436,900		612,200
	11	196,600	262,500	292,100	337,000	384,900	439,200		
	12	197,900	263,900	293,700	338,800	386,400	441,500		
	13	199,200	265,300	295,300	340,600	387,800	443,700		
	14	200,600	266,700	296,900	342,400	389,100	445,800		
	15	202,000	268,000	298,500	344,200	390,400	447,900		
	16	203,500	269,300	300,100	346,000	391,600	449,900		
	17	205,000	270,600	301,700	347,800	392,700	451,900		
	18	206,500	271,900	303,300	349,600	393,800	453,800		
	19	208,100	273,200	304,700	351,400	394,900	455,600		
	20	209,700	274,500	306,100	353,200	396,000	457,300		
	21	211,300	275,800	307,500	355,000	397,100	458,900		
	22	213,500	277,100	308,900	356,800	398,200	460,500		
	23	215,700	278,400	310,300	358,600	399,300	462,000		
	24	218,100	279,700	311,700	360,400	400,300	463,400		
	25	220,700	281,000	313,100	362,200	401,200	464,700		
	26	223,300	282,300	314,500	364,000	402,100	465,900		
	27	225,900	283,600	315,900	365,800	403,000	467,000		
	28	228,500	284,900	317,300	367,500	403,800	468,000		
	29	230,900	286,200	318,700	369,200	404,600	468,900		
	30	232,900	287,500	320,400	370,800	405,300	469,700		
	31	234,800	288,800	322,100	372,400	405,900	470,600		
	32	236,500	290,100	323,900	374,000	406,500	471,400		
	33	238,000	291,400	325,700	375,600	407,100	472,100		
	34	239,300	292,700	327,500	377,100	407,600	472,800		
	35	240,600	294,000	329,300	378,600	408,100	473,500		
	36	241,900	295,300	331,100	380,000	408,700	474,200		
	37	243,100	296,600	332,900	381,200	409,300	474,800		
	38	244,300	297,900	334,700	382,400	409,800	475,400		
	39	245,500	299,200	336,500	383,600	410,300	476,100		
	40	246,700	300,500	338,300	384,800	410,700	476,800		
	41	247,900	301,800	340,100	386,000	411,200	477,500		
	42	249,100	303,100	341,900	387,200	411,600	478,100		
	43	250,300	304,400	343,700	388,300	412,000	478,800		
	44	251,500	305,700	345,500	389,400	412,400	479,500		
	45	252,700	307,000	347,300	390,400	412,800	480,100		
	46	253,900	308,300	349,100	391,300	413,100	480,700		
	47	255,100	309,600	350,900	392,200	413,500	481,400		
	48	256,300	310,900	352,700	392,900	413,800	482,100		
	49	257,500	312,200	354,400	393,600	414,100	482,700		
	50	258,700	313,500	356,200	394,300	414,500	483,400		
	51	259,900	314,800	357,900	395,000	414,800	484,100		
	52	261,100	316,100	359,600	395,600	415,100	484,700		
	53	262,300	317,400	361,200	396,200	415,400	485,300		
	54	263,500	318,700	362,700	396,800	415,700	486,000		
	55	264,700	320,000	364,100	397,300	416,100	486,700		
	56	265,900	321,300	365,500	397,700	416,400	487,300		
	57	267,100	322,600	366,800	398,000	416,700	487,900		
	58	268,300	323,900	368,100	398,400	417,100	488,500		
	59	269,500	325,200	369,400	398,700	417,400	489,200		
	60	270,700	326,500	370,600	399,000	417,700	489,900		

61	271,900	327,700	371,700	399,300	418,000	490,500
62	273,100	328,900	372,700	399,600	418,300	491,200
63	274,300	330,100	373,600	399,900	418,700	491,900
64	275,500	331,300	374,500	400,200	419,000	492,500
65	276,700	332,500	375,400	400,500	419,400	493,100
66	277,900	333,700	376,200	400,800	419,900	493,800
67	279,100	334,900	376,900	401,100	420,300	494,500
68	280,300	336,100	377,500	401,400	420,700	495,200
69	281,500	337,200	378,100	401,700	421,100	495,800
70	282,700	338,300	378,800	402,000	421,600	496,500
71	283,900	339,400	379,400	402,300	422,000	497,200
72	285,100	340,400	380,000	402,600	422,400	497,800
73	286,300	341,400	380,500	402,900	422,800	498,400
74	287,500	342,400	380,900	403,200	423,300	499,100
75	288,700	343,400	381,300	403,500	423,700	499,800
76	289,900	344,400	381,700	403,800	424,100	500,400
77	291,100	345,400	382,100	404,100	424,500	
78	292,300	346,300	382,500	404,400	424,900	
79	293,500	347,200	382,900	404,700	425,400	
80	294,700	348,000	383,200	405,000	425,800	
81	295,900	348,700	383,600	405,300	426,200	
82	297,100	349,400	384,000	405,600	426,600	
83	298,300	350,100	384,400	405,900	427,100	
84	299,300	350,700	384,800	406,200	427,500	
85	300,100	351,300	385,100	406,500	427,900	
86	300,900	351,900	385,500	406,900	428,400	
87	301,500	352,500	385,800	407,200	428,900	
88	302,100	353,100	386,200	407,500	429,300	
89	302,500	353,600	386,500	407,800	429,700	
90	303,000	354,100	386,900	408,100	430,100	
91	303,400	354,600	387,200	408,500	430,600	
92	303,900	355,100	387,600	408,800	431,000	
93	304,200	355,700	387,900	409,100	431,400	
94	304,600	356,200	388,300	409,500	431,900	
95	304,900	356,600	388,700	409,800	432,300	
96	305,300	357,100	389,000	410,100	432,700	
97	305,700	357,600	389,300	410,400	433,100	
98	306,100	358,100	389,700	410,700	433,600	
99	306,500	358,600	390,100	411,000	434,100	
100	306,800	359,100	390,400	411,400	434,500	
101	307,100	359,500	390,800	411,800	434,900	
102	307,400	359,800	391,200	412,300	435,300	
103	307,700	360,100	391,600	412,700	435,700	
104	308,000	360,400	391,900	413,100	436,100	
105	308,400	360,700	392,300	413,400	436,500	
106			392,700	413,800		
107			393,100	414,300		
108			393,400	414,700		
109			393,800	415,100		
110			394,200	415,500		
111			394,500	416,000		
112			394,900	416,400		
113			395,200	416,700		
114			395,600	417,100		
115			396,000	417,600		
116			396,300	418,000		
117			396,700	418,400		
118			397,100	418,900		
119			397,400	419,400		
120			397,700	419,800		
121			398,000	420,200		
122				420,700		
123				421,100		
124				421,500		
125				421,900		
126				422,400		
127				422,900		

	128 129				423,300 423,700				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	333,100	374,800	409,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、臨時的に任用される職員を除く。

別表第4 医療局病院経営本部医療技術・看護職員等給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	205,000	247,300	263,800	276,600	296,300	344,400	475,100
	2	206,500	248,900	265,000	278,800	298,300	346,900	478,100
	3	208,100	250,500	266,200	281,000	300,400	349,500	481,100
	4	209,700	252,100	267,400	283,200	302,400	352,100	484,100
	5	211,300	253,700	268,600	285,400	304,400	354,600	487,100
	6	213,500	255,200	269,800	287,600	306,300	357,100	490,100
	7	215,700	256,700	271,000	289,700	308,200	359,600	493,100
	8	218,100	258,200	272,200	291,800	310,100	362,200	496,000
	9	220,700	259,700	273,400	293,900	312,000	364,700	498,800
	10	223,300	261,100	274,600	296,000	313,900	367,200	501,100
	11	225,900	262,500	275,800	298,100	315,800	369,700	503,400
	12	228,500	263,900	277,000	300,200	317,800	372,300	505,600
	13	230,900	265,300	278,200	302,300	319,800	374,900	507,700
	14	232,900	266,700	279,400	304,300	321,800	377,400	509,100
	15	234,800	268,000	280,600	306,300	323,700	380,000	510,500
	16	236,500	269,300	281,800	308,300	325,600	382,600	511,900
	17	238,000	270,600	283,100	310,300	327,500	385,200	513,300
	18	239,300	271,900	284,500	312,300	329,500	387,800	514,600
	19	240,600	273,200	286,000	314,300	331,400	390,300	515,900
	20	241,900	274,500	287,500	316,300	333,200	392,800	517,200
	21	243,100	275,800	289,000	318,300	335,100	395,400	518,200
	22	244,300	277,100	290,500	320,200	337,000	397,900	519,200
	23	245,500	278,400	292,100	322,100	339,000	400,500	520,100
	24	246,700	279,700	293,700	324,000	341,000	403,100	520,900
	25	247,900	281,000	295,300	325,900	343,100	405,600	521,700
	26	249,100	282,300	296,900	327,800	345,100	408,200	522,500
	27	250,300	283,600	298,500	329,700	347,200	410,800	523,300
	28	251,500	284,900	300,100	331,600	349,300	413,400	524,200
	29	252,700	286,200	301,700	333,400	351,400	415,800	525,000
	30	253,900	287,500	303,300	335,200	353,500	418,300	525,800
	31	255,100	288,800	304,700	337,000	355,600	420,700	526,600
	32	256,300	290,100	306,100	338,800	357,700	423,100	527,400
	33	257,500	291,400	307,500	340,600	359,800	425,500	528,200
	34	258,700	292,700	308,900	342,400	361,800	427,800	529,000
	35	259,900	294,000	310,300	344,200	363,800	430,100	529,800
	36	261,100	295,300	311,700	346,000	365,700	432,400	530,700
	37	262,300	296,600	313,100	347,800	367,600	434,700	531,500
	38	263,500	297,900	314,500	349,600	369,400	436,900	532,300
	39	264,700	299,200	315,900	351,400	371,200	439,200	533,200
	40	265,900	300,500	317,300	353,200	373,000	441,500	534,100
	41	267,100	301,800	318,700	355,000	374,800	443,700	534,900
	42	268,300	303,100	320,400	356,800	376,600	445,800	535,700
	43	269,500	304,400	322,100	358,600	378,400	447,900	536,600
	44	270,700	305,700	323,900	360,400	380,100	449,900	537,500
	45	271,900	307,000	325,700	362,200	381,800	451,900	538,300
	46	273,100	308,300	327,500	364,000	383,400	453,800	539,100
	47	274,300	309,600	329,300	365,800	384,900	455,600	539,900
	48	275,500	310,900	331,100	367,500	386,400	457,300	540,800
	49	276,700	312,200	332,900	369,200	387,800	458,900	541,600
	50	277,900	313,500	334,700	370,800	389,100	460,500	542,400
	51	279,100	314,800	336,500	372,400	390,400	462,000	543,200
	52	280,300	316,100	338,300	374,000	391,600	463,400	544,100
	53	281,500	317,400	340,100	375,600	392,700	464,700	545,000
	54	282,700	318,700	341,900	377,100	393,800	465,900	545,800
	55	283,900	320,000	343,700	378,600	394,900	467,000	546,600
	56	285,100	321,300	345,500	380,000	396,000	468,000	547,500
	57	286,300	322,600	347,300	381,200	397,100	468,900	548,400
	58	287,500	323,900	349,100	382,400	398,200	469,700	549,200
	59	288,700	325,200	350,900	383,600	399,300	470,600	550,000
60	289,900	326,500	352,700	384,800	400,300	471,400	550,800	

61	291,100	327,700	354,400	386,000	401,200	472,100	551,700
62	292,300	328,900	356,200	387,200	402,100	472,800	
63	293,500	330,100	357,900	388,300	403,000	473,500	
64	294,700	331,300	359,600	389,400	403,800	474,200	
65	295,900	332,500	361,200	390,400	404,600	474,800	
66	297,100	333,700	362,700	391,300	405,300	475,400	
67	298,300	334,900	364,100	392,200	405,900	476,100	
68	299,300	336,100	365,500	392,900	406,500	476,800	
69	300,100	337,200	366,800	393,600	407,100	477,500	
70	300,900	338,300	368,100	394,300	407,600	478,100	
71	301,500	339,400	369,400	395,000	408,100	478,800	
72	302,100	340,400	370,600	395,600	408,700	479,500	
73	302,500	341,400	371,700	396,200	409,300	480,100	
74	303,000	342,400	372,700	396,800	409,800	480,700	
75	303,400	343,400	373,600	397,300	410,300	481,400	
76	303,900	344,400	374,500	397,700	410,700	482,100	
77	304,200	345,400	375,400	398,000	411,200	482,700	
78	304,600	346,300	376,200	398,400	411,600	483,400	
79	304,900	347,200	376,900	398,700	412,000	484,100	
80	305,300	348,000	377,500	399,000	412,400	484,700	
81	305,700	348,700	378,100	399,300	412,800	485,300	
82	306,100	349,400	378,800	399,600	413,100	486,000	
83	306,500	350,100	379,400	399,900	413,500	486,700	
84	306,800	350,700	380,000	400,200	413,800	487,300	
85	307,100	351,300	380,500	400,500	414,100	487,900	
86	307,400	351,900	380,900	400,800	414,500	488,500	
87	307,700	352,500	381,300	401,100	414,800	489,200	
88	308,000	353,100	381,700	401,400	415,100	489,900	
89	308,400	353,600	382,100	401,700	415,400	490,500	
90		354,100	382,500	402,000	415,700	491,200	
91		354,600	382,900	402,300	416,100	491,900	
92		355,100	383,200	402,600	416,400	492,500	
93		355,700	383,600	402,900	416,700	493,100	
94		356,200	384,000	403,200	417,100	493,800	
95		356,600	384,400	403,500	417,400	494,500	
96		357,100	384,800	403,800	417,700	495,200	
97		357,600	385,100	404,100	418,000	495,800	
98		358,100	385,500	404,400	418,300	496,500	
99		358,600	385,800	404,700	418,700	497,200	
100		359,100	386,200	405,000	419,000	497,800	
101		359,500	386,500	405,300	419,400	498,400	
102		359,800	386,900	405,600	419,900	499,100	
103		360,100	387,200	405,900	420,300	499,800	
104		360,400	387,600	406,200	420,700	500,400	
105		360,700	387,900	406,500	421,100	501,100	
106			388,300	406,900	421,600	501,700	
107			388,700	407,200	422,000	502,400	
108			389,000	407,500	422,400	503,000	
109			389,300	407,800	422,800	503,700	
110			389,700	408,100	423,300	504,400	
111			390,100	408,500	423,700	505,000	
112			390,400	408,800	424,100	505,600	
113			390,800	409,100	424,500	506,300	
114			391,200	409,500	424,900	507,000	
115			391,600	409,800	425,400	507,600	
116			391,900	410,100	425,800	508,200	
117			392,300	410,400	426,200	508,900	
118			392,700	410,700	426,600	509,600	
119			393,100	411,000	427,100	510,300	
120			393,400	411,400	427,500	510,900	
121			393,800	411,800	427,900	511,500	
122			394,200	412,300	428,400		
123			394,500	412,700	428,900		
124			394,900	413,100	429,300		
125			395,200	413,400	429,700		
126			395,600	413,800	430,100		
127			396,000	414,300	430,600		

	128			396,300	414,700	431,000		
	129			396,700	415,100	431,400		
	130			397,100	415,500	431,900		
	131			397,400	416,000	432,300		
	132			397,700	416,400	432,700		
	133			398,000	416,700	433,100		
	134				417,100	433,600		
	135				417,600	434,100		
	136				418,000	434,500		
	137				418,400	434,900		
	138				418,900	435,300		
	139				419,400	435,700		
	140				419,800	436,100		
	141				420,200	436,500		
	142				420,700			
	143				421,100			
	144				421,500			
	145				421,900			
	146				422,400			
	147				422,900			
	148				423,300			
	149				423,700			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	333,100	374,800

備考 この表は、病院に勤務する薬剤師、栄養士、保健師、看護師その他の職員で、別に定めるものに適用する。

別表第5 医療局病院経営本部技能職員等給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	184,000	247,300	275,700
	2	185,200	248,900	276,900
	3	186,400	250,500	278,100
	4	187,600	252,100	279,200
	5	188,800	253,700	280,500
	6	190,100	255,200	281,900
	7	191,400	256,700	283,300
	8	192,700	258,200	284,800
	9	194,000	259,700	286,300
	10	195,300	261,100	287,800
	11	196,600	262,500	289,300
	12	197,900	263,900	290,900
	13	199,200	265,300	292,500
	14	200,600	266,700	294,100
	15	202,000	268,000	295,600
	16	203,500	269,300	297,200
	17	205,000	270,600	298,800
	18	206,500	271,900	300,500
	19	208,100	273,200	301,800
	20	209,700	274,500	303,200
	21	211,300	275,800	304,600
	22	213,500	277,100	306,000
	23	215,700	278,400	307,300
	24	218,100	279,700	308,700
	25	220,700	281,000	310,100
	26	223,300	282,300	311,500
	27	225,900	283,600	312,800
	28	228,500	284,900	314,200
	29	230,900	286,200	315,600
	30	232,900	287,500	317,300
	31	234,800	288,800	318,900
	32	236,500	290,100	320,700
	33	238,000	291,400	322,500
	34	239,300	292,700	324,300
	35	240,600	294,000	326,100
	36	241,900	295,300	327,800
	37	243,100	296,600	329,600
	38	244,300	297,900	331,400
	39	245,500	299,200	333,200
	40	246,700	300,500	335,000
	41	247,900	301,800	336,700
	42	249,100	303,100	338,500
	43	250,300	304,400	340,300
	44	251,500	305,700	342,100
	45	252,700	307,000	343,800
	46	253,900	308,300	345,600
	47	255,100	309,600	347,400
	48	256,300	310,900	349,200
	49	257,500	312,200	350,800
	50	258,700	313,500	352,600
	51	259,900	314,800	354,300
	52	261,100	316,100	356,000
	53	262,300	317,400	357,600
	54	263,500	318,700	359,100
	55	264,700	320,000	360,400
	56	265,900	321,300	361,900
	57	267,100	322,600	363,100
	58	268,300	323,900	364,400
	59	269,500	325,200	365,700
	60	270,700	326,500	366,900

	61	271,900	327,700	367,900
	62	273,100	328,900	368,900
	63	274,300	330,100	369,900
	64	275,500	331,300	370,700
	65	276,700	332,500	371,700
	66	277,900	333,700	372,400
	67	279,100	334,900	373,100
	68	280,300	336,100	373,700
	69	281,500	337,200	374,300
	70	282,700	338,300	375,000
	71	283,900	339,400	375,600
	72	285,100	340,400	376,100
	73	286,300	341,400	376,700
	74	287,500	342,400	377,100
	75	288,700	343,400	377,500
	76	289,900	344,400	377,800
	77	291,100	345,400	378,200
	78	292,300	346,300	378,600
	79	293,500	347,200	379,000
	80	294,700	348,000	379,400
	81	295,900	348,700	379,800
	82	297,100	349,400	380,100
	83	298,300	350,100	380,500
	84	299,300	350,700	380,900
	85	300,100	351,300	381,200
	86	301,000	351,900	381,600
	87	301,700	352,500	381,900
	88	302,500	353,100	382,300
	89	303,100	353,600	382,600
	90	303,800	354,100	383,000
	91	304,300	354,600	383,300
	92	304,900	355,100	383,700
	93	305,500	355,700	384,000
	94	306,100	356,200	384,300
	95	306,600	356,600	384,800
	96	307,300	357,100	385,100
	97	308,000	357,600	385,400
	98	308,600	358,100	385,800
	99	309,200	358,600	386,100
	100	309,800	359,100	386,400
	101	310,400	359,500	386,800
	102	310,900	359,800	387,200
	103	311,400	360,100	387,700
	104	312,000	360,400	388,000
	105	312,600	360,700	388,300
	106	313,000		388,700
	107	313,500		389,100
	108	313,900		389,400
	109	314,200		389,800
	110	314,500		390,200
	111	314,800		390,500
	112	315,100		390,900
	113	315,500		391,200
	114	315,800		391,600
	115	316,100		392,000
	116	316,400		392,300
	117	316,800		392,700
	118	317,100		393,100
	119	317,400		393,400
	120	317,700		393,700
	121	318,100		394,000
定年前 再任用 短時間 勤務職		基 給 料 月 額	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額
		円	円	円

勤務職員		200,300	227,800	269,500
------	--	---------	---------	---------

備考 この表は、自動車の運転・整備、ボイラー等の機械の操作・保守等の業務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で、別に定めるものに適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において第1条の規定による改正前の横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程別表第1及び別表第5の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給（以下「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び病院事業管理者が定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、病院事業管理者が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(令和9年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程（以下「新給与規程」という。）第9条の規定の適用については、同条第1項中「(5) 心身に著しい障害がある者」とあるのは「(5) 心身に著しい障害がある者 (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、第10条第2項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前条第1項第6号に該当する扶養親族については3,500円とする（ただし医行7級職員、医行8級職員、医療4級職員、医療5級職員、医年1級職員、医年2級職員、及び医看7級職員に対しては、支給しない）」とする。

附則別表 職員の号給の切替表

(1) 行政職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級						
	1級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	2
6	1	1	1	1	1	1	2
7	1	1	1	1	1	1	2
8	1	1	1	1	1	1	3
9	1	1	1	1	1	1	3
10	2	1	1	1	1	1	3
11	3	1	1	1	1	1	4
12	4	1	1	1	1	1	4
13	5	1	1	1	1	1	4
14	6	2	2	1	1	1	5
15	7	3	2	1	1	1	5
16	8	4	2	1	1	1	5
17	9	5	3	1	1	1	6
18	10	6	3	1	1	1	6
19	11	7	3	1	1	1	6
20	12	8	3	1	1	1	7
21	13	9	4	1	1	1	7
22	14	10	4	1	1	1	7
23	15	11	4	1	1	1	8
24	16	12	4	1	1	1	8
25	17	13	5	1	1	1	8
26	18	14	6	1	1	1	9
27	19	15	7	1	1	2	9
28	20	16	8	1	1	2	9
29	21	17	9	1	1	2	9
30	22	18	10	1	2	2	10
31	23	19	11	1	3	2	10
32	24	20	12	1	4	2	10
33	25	21	13	1	5	2	10
34	26	22	14	1	6	2	10
35	27	23	15	1	7	3	10
36	28	24	16	1	8	3	10
37	29	25	17	1	9	3	10
38	30	26	18	2	10	3	10
39	31	27	19	3	11	3	10
40	32	28	20	4	12	3	10
41	33	29	21	5	13	4	10
42	34	30	22	6	14	4	10
43	35	31	23	7	15	4	10
44	36	32	24	8	16	4	10
45	37	33	25	9	17	4	10
46	38	34	26	10	18	5	10
47	39	35	27	11	19	5	10
48	40	36	28	12	20	5	10
49	41	37	29	13	21	5	10
50	42	38	30	14	22	5	10
51	43	39	31	15	23	6	10
52	44	40	32	16	24	6	10

53	45	41	33	17	25	6	10
54	46	42	34	18	26	6	10
55	47	43	35	19	27	7	10
56	48	44	36	20	28	7	10
57	49	45	37	21	29	7	10
58	50	46	38	22	30	8	
59	51	47	39	23	31	8	
60	52	48	40	24	32	8	
61	53	49	41	25	33	9	
62	54	50	42	26	34		
63	55	51	43	27	35		
64	56	52	44	28	36		
65	57	53	45	29	37		
66	58	54	46	30	38		
67	59	55	47	31	39		
68	60	56	48	32	40		
69	61	57	49	33	41		
70	62	58	50	34	42		
71	63	59	51	35	43		
72	64	60	52	36	44		
73	65	61	53	37	45		
74	66	62	54	38	46		
75	67	63	55	39	47		
76	68	64	56	40	48		
77	69	65	57	41	49		
78	70	66	58	42	50		
79	71	67	59	43	51		
80	72	68	60	44	52		
81	73	69	61	45	53		
82	74	70	62	46	54		
83	75	71	63	47	55		
84	76	72	64	48	56		
85	77	73	65	49	57		
86	78	74	66	50	58		
87	79	75	67	51	59		
88	80	76	68	52	60		
89	81	77	69	53	61		
90	82	78	70	54	62		
91	83	79	71	55	63		
92	84	80	72	56	64		
93	85	81	73	57	65		
94	86	82	74	58	66		
95	87	83	75	59	67		
96	88	84	76	60	68		
97	89	85	77	61	69		
98	90	86	78	62	70		
99	91	87	79	63	71		
100	92	88	80	64	72		
101	93	89	81	65	73		
102	94	90	82	66	74		
103	95	91	83	67	75		
104	96	92	84	68	76		
105	97	93	85	69	76		
106	98	94	86	70	76		
107	99	95	87	71	76		
108	100	96	88	72	76		
109	101	97	89	73	76		

110	102	98	90	74	76		
111	103	99	91	75	76		
112	104	100	92	76	76		
113	105	101	93	77	76		
114		102	94	78	76		
115		103	95	79	76		
116		104	96	80	76		
117		105	97	81	76		
118		106	98	82	76		
119		107	99	83	76		
120		108	100	84	76		
121		109	101	85	76		
122		110	102	86			
123		111	103	87			
124		112	104	88			
125		113	105	89			
126		114	106	90			
127		115	107	91			
128		116	108	92			
129		117	109	93			
130		118	110	94			
131		119	111	95			
132		120	112	96			
133		121	113	97			
134			114	98			
135			115	99			
136			116	100			
137			117	101			
138			118	102			
139			119	103			
140			120	104			
141			121	105			
142			122				
143			123				
144			124				
145			125				
146			126				
147			127				
148			128				
149			129				

(2) 技能職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級	
	1級	3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	2	1
11	3	1
12	4	1
13	5	1
14	6	2
15	7	3
16	8	4
17	9	5
18	10	6
19	11	7
20	12	8
21	13	9
22	14	10
23	15	11
24	16	12
25	17	13
26	18	14
27	19	15
28	20	16
29	21	17
30	22	18
31	23	19
32	24	20
33	25	21
34	26	22
35	27	23
36	28	24
37	29	25
38	30	26
39	31	27
40	32	28
41	33	29
42	34	30
43	35	31
44	36	32
45	37	33
46	38	34
47	39	35
48	40	36
49	41	37
50	42	38
51	43	39
52	44	40
53	45	41
54	46	42
55	47	43
56	48	44
57	49	45
58	50	46
59	51	47
60	52	48
61	53	49
62	54	50
63	55	51
64	56	52
65	57	53
66	58	54
67	59	55
68	60	56
69	61	57
70	62	58
71	63	59
72	64	60
73	65	61
74	66	62
75	67	63
76	68	64
77	69	65

78	70	66
79	71	67
80	72	68
81	73	69
82	74	70
83	75	71
84	76	72
85	77	73
86	78	74
87	79	75
88	80	76
89	81	77
90	82	78
91	83	79
92	84	80
93	85	81
94	86	82
95	87	83
96	88	84
97	89	85
98	90	86
99	91	87
100	92	88
101	93	89
102	94	90
103	95	91
104	96	92
105	97	93
106	98	94
107	99	95
108	100	96
109	101	97
110	102	98
111	103	99
112	104	100
113	105	101
114	106	102
115	107	103
116	108	104
117	109	105
118	110	106
119	111	107
120	112	108
121	113	109
122	114	110
123	115	111
124	116	112
125	117	113
126	118	114
127	119	115
128	120	116
129	121	117
130		118
131		119
132		120
133		121

横浜市医療局病院経営本部職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月26日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木宏昌

医療局病院経営本部規程第4号（令和8年3月26日揭示済）

横浜市医療局病院経営本部職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部職員の通勤手当に関する規程（平成17年3月病院経営局規程第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第18条第1項各号」を「第18条第1項第1号」に、「及び交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するもの」を「（以下この条において「特別乗車券使用者」という。）及び身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級から4級までに該当する障害を有する者（以下「身体障害者」という。）以外の職員であって交通機関等（交通機関又は有料の道路をいう。以下同じ。）を利用しないで徒歩により通勤するもの」に改め、同条に次の2項を加える。

2 給与規程第18条第1項第2号に規定する別に定める職員は、特別乗車券使用者及び身体障害者以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるものを除く職員とする。

3 給与規程第18条第1項第3号に規定する別に定める職員は、特別乗車券使用者及び身体障害者以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるものを除く職員とする。

第4条第1項中「次条」を「第5条」に、「55,000円」を「150,000円」に改め、同条第2項中「身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級から4級までに該当する障害を有する」を「身体障害者である」に改め、同項第3号中「7,100円」を「7,300円」に改め、同項第4号中「10,000円」を「10,400円」に改め、同項第5号中「12,900円」を「13,500円」に改め、同項第6号中「15,800円」を「16,600円」に改め、同項第7号中「18,700円」を「19,700円」に改め、同項第8号中「21,600円」を「22,800円」に改め、同項第9号中「24,400円」を「25,900円」に改め、同項第10号中「26,200円」を「29,1

00円」に改め、同項第11号中「28,000円」を「32,300円」に改め、同項第12号中「29,800円」を「35,500円」に改め、同項第13号中「31,600円」を「38,700円」に改め、同条第3項第1号中「55,000円」を「150,000円」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第4条の2 次に掲げる職員のうち、通勤のため新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上あり、新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）に対する給与規程第18条第2項に規定する別に定める額は、前条の規定にかかわらず、支給単位期間につき、第5条の2に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）を当該支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等相当額」という。）の総額及び前条の規定による額の合計額（その額が150,000円を超えるときは、150,000円）とする。

- (1) 配偶者の勤務場所を異にする異動又は勤務場所の移転（配偶者が職員でない場合にあつては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者と同居して満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）から通勤するもの（当該子の養育を行っているものに限る。）
- (2) 要介護者（横浜市医療局病院経営本部職員の休暇に関する規程（平成17年3月病院経営局規程第20号）第8条第1項第16号に規定する要介護者をいう。以下同じ。）の介護に伴い、当該要介護者の住居又はその近隣の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該要介護者の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）から通勤するもの（当該要介護者の介護を行っているものに限る。）

第5条第3項中「（交通機関又は有料の道路をいう。以下同じ。）」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（特別料金等相当額の算出の基準）

第5条の2 特別料金等相当額は、運賃、時間、距離等の事情に照

らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第5条第2項から第4項までの規定は、特別料金等相当額の算出について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項の規定中「交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同条第3項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と読み替えるものとする。

第10条第1項中「1箇月当たりの運賃等相当額」の次に「若しくは1箇月当たりの特別料金等相当額」を加え、「支給される場合55,000円を」を「支給される場合で1箇月当たりの運賃等相当額及び1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額が150,000円を」に、「55,000円）」を「150,000円）」に改め、同条第2項中「55,000円に」を「第4条又は第4条の2に定める額に基づき算出した」に改め、「の月数を乗じて得た額」を「における通勤手当の総額」に改め、同項第1号中「第4条第1項に定める額の」を「1箇月当たりの運賃等相当額の総額又は1箇月当たりの特別料金等相当額の総額により」に改め、「が55,000円を超えるとき」を「及び1箇月当たりの特別料金等相当額の総額の合計額が150,000円を超える月があるとき」に改め、同項第2号中「第4条第1項及び第2項に定める額の」を「1箇月当たりの運賃等相当額の総額又は1箇月当たりの特別料金等相当額の総額及び第4条第2項に定める額により」に改め、「支給される場合において、」を「支給される場合で、当該通勤手当に係る最長支給単位期間において」に改め、「総額」の次に「、1箇月当たりの特別料金等相当額の総額」を加え、「が55,000円」を「（以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が150,000円」に改める。

第12条第2項第1号中「（1箇月当たりの運賃等相当額の総額又は第7条第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額の総額及び第4条第2項に定める額の合計額をいう。以下同じ。）」を削り、「55,000円」を「150,000円」に改め、「あった場合」の次に「（次号イに掲げる場合を除く。）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同項第2号中「55,000円」を「150,000円」に改め、「超えていた場合」の次に「（最長支給単位期間において1箇月当たりの運賃等相当額等が150,000円を超える月があった場合を含む。）」を加え、「イに掲げる場合以外の場合 55,000円」を「イに掲げる場合以外の場合 150,000円」に改め、「第10条第2項各号に掲げる通勤手当を支給されている場合 55,000円に」を「第10条第2項各号に掲げる通勤手当を支給されている場合 最長支給単位期間における通勤手当の総額のうち」に改め、「月数を乗

じて得た額」を「期間における通勤手当の総額に相当する額」に改め、「すべて」を「全て」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の横浜市医療局病院経営本部職員の通勤手当に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、この規程の施行の日以後に新規程第10条第1項又は第2項の規定により支給される通勤手当について適用し、同日前にこの規程による改正前の横浜市医療局病院経営本部職員の通勤手当に関する規程第10条第1項又は第2項の規定により支給された通勤手当については、なお従前の例による。

横浜市医療局病院経営本部職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月26日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

医療局病院経営本部規程第5号（令和8年3月26日揭示済）

横浜市医療局病院経営本部職員の単身赴任手当に関する
規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部職員の単身赴任手当に関する規程（平成17年3月病院経営局規程第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「配偶者が疾病等により」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が疾病等により」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

横浜市医療局病院経営本部職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月26日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

医療局病院経営本部規程第6号（令和8年3月26日揭示済）

横浜市医療局病院経営本部職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部職員の特殊勤務手当に関する規程（平成17年3月病院経営局規程第15号）の一部を次のように改正する。

別表の表中

「

支給額	備考
1日 840円	<p>1 左記の職員には、左記の地域を管轄する他の地方公共団体から左記の業務に対する給与その他の給付の支給を受ける者を除く。</p> <p>2 左記の職員が災害対策基本法第60条、第61条又は第63条、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第26条その他の法令の規定に基づき、避難勧告、避難指示、立入禁止、退去命令等の措置がされた区域において左記の業務に従事した場合の手当の額は、1日につき1,680円とする。 なお、当該区域となった時より前にこれと同一の区域において当該業務に従事したことについて手当を支給することが相当であると病院事業管理者が認めるときも、同様とする。</p> <p>3 前記2の後段の場合において、左記の支給額により算定された手当が既に支給されているときは、前記2の額により算定した手当からこれを控除した額を支給する。</p>

」

を
「

支給額	備考

<p>1 日 1,080 円 (午後 6 時から翌日の午前 6 時までの間に従事した職員にあっては、日額 1,620 円)</p>	<p>1 左記の職員には、左記の地域を管轄する他の地方公共団体から左記の業務に対する給与その他の給付の支給を受ける者を除く。</p> <p>2 左記の職員が災害対策基本法第 60 条、第 61 条又は第 63 条、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 26 条その他の法令の規定に基づき、避難勧告、避難指示、立入禁止、退去命令等の措置がされた区域において左記の業務に従事した場合の手当の額は、1 日につき 2,160 円とする。</p> <p>なお、当該区域となった時より前にこれと同一の区域において当該業務に従事したことについて手当を支給することが相当であると病院事業管理者が認めるときも、同様とする。</p> <p>3 前記 2 の後段の場合において、左記の支給額により算定された手当が既に支給されているときは、前記 2 の額により算定した手当からこれを控除した額を支給する。</p>
---	--

」

に改める。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市医療局病院経営本部職員の管理職員特別勤務手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月26日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

医療局病院経営本部規程第7号（令和8年3月26日揭示済）

横浜市医療局病院経営本部職員の管理職員特別勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部職員の管理職員特別勤務手当に関する規程（平成17年3月病院経営局規程第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「規程」を「給与規程」に改める。

第4条を削る。

第5条中「第3条及び前条」を「前条第1項」に改め、同条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

附則第2項中「及び第4条」を削り、「これらの規定中」を「同項中」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

横浜市医療局病院経営本部職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月26日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

医療局病院経営本部規程第8号（令和8年3月26日揭示済）

横浜市医療局病院経営本部職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部職員の管理職手当に関する規程（平成17年3月病院経営局規程第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「156,000円」を「153,000円」に、第2号中「139,000円」を「136,000円」に、第3号中「122,000円」を「119,000円」に、第4号中「105,000円」を「102,000円」に、第11号中「156,000円」を「153,000円」に、第12号中「141,500円」を「138,500円」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される横浜市医療局病院経営本部職員の処遇等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月26日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

医療局病院経営本部規程第9号（令和8年3月26日揭示済）

外国の地方公共団体の機関等に派遣される横浜市医療局病院経営本部職員の処遇等に関する規程の一部を改正する規程

外国の地方公共団体の機関等に派遣される横浜市医療局病院経営本部職員の処遇等に関する規程（平成17年3月病院経営局規程第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「（当該派遣職員が派遣の日の属する月の初日か派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。以下「外務公務員給与法」という。）の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。）」を削り、「所在国勤務の外務公務員で」を「派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員で」に、「外務公務員給与法の」を「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）の」に改める。

附 則

（施行時期）

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 施行日から令和9年3月31日までの間における改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される横浜市医療局病院経営本部職員の処遇等に関する規程第2条第2項の規定の適用については、同項中「及び扶養手当」とあるのは「及び扶養手当（当該派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。）」と、「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）」とあるのは「同法」とする。

横浜市医療局病院経営本部職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月26日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

医療局病院経営本部規程第10号（令和8年3月26日揭示済）

横浜市医療局病院経営本部職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（平成19年3月病院経営局規程第6号）の一部を次のように改正する。

第14条中「号給の額」を「号給の給料月額」に、「金額欄に定める額」を「金額欄に定める給料月額に相当する額（以下「最低保証相当額」という。）」に、「当該年齢別保障額」を「最低保障相当額」に改める。

第24条第1項中「若しくは」を「又は」に、「顕著な勤務実績をあげた職員」を「勤務成績が極めて良好であった職員」に、「十分な勤務実績をあげた職員」を「勤務成績が特に良好であった職員」に改める。

第28条の次に次の1条を加える。

第8章 雑則

（この規程により難い場合の措置）

第29条 特別の事情によりこの規程の規定によることができない場合又はこの規程の規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、別に病院事業管理者の定めるところにより、又はあらかじめ病院事業管理者の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

別表第2(1)及び(5)の表を次のように改める。

(1) 医療局病院経営本部行政職員給料表初任給基準表

試験等	学歴免許等	職務の級	号給
横浜市企業職員（大学卒程度）採用試験	大学卒	1	29
横浜市企業職員（高校卒程度）採用試験	高校卒	1	13
その他	大学卒	1	29
	短大卒	1	21
	高校卒	1	13
	中学卒	1	1

(5) 医療局病院経営本部技能職員等給料表初任給基準表

職種	学歴免許等	職務の級	号給
技能職員Ⅰ	中学卒	1	7
技能職員Ⅱ			

別表第3を次のように改める。

年 齢	金 額
歳 歳	円
18 ～ 19	給 与 規 程 別 表 第 1 の 給 料 表 の 職 務 の 級 が 1 級 で 、 号 給 が 6 号 給 の 給 料 月 額
20 ～ 21	給 与 規 程 別 表 第 1 の 給 料 表 の 職 務 の 級 が 1 級 で 、 号 給 が 10 号 給 の 給 料 月 額
22 ～ 23	給 与 規 程 別 表 第 1 の 給 料 表 の 職 務 の 級 が 1 級 で 、 号 給 が 14 号 給 の 給 料 月 額
24 ～ 25	給 与 規 程 別 表 第 1 の 給 料 表 の 職 務 の 級 が 1 級 で 、 号 給 が 18 号 給 の 給 料 月 額
26 ～ 27	給 与 規 程 別 表 第 1 の 給 料 表 の 職 務 の 級 が 1 級 で 、 号 給 が 22 号 給 の 給 料 月 額
28 ～ 29	給 与 規 程 別 表 第 1 の 給 料 表 の 職 務 の 級 が 1 級 で 、 号 給 が 26 号 給 の 給 料 月 額
30	給 与 規 程 別 表 第 1 の 給 料 表 の 職 務 の 級 が 1 級 で 、 号 給 が 30 号 給 の 給 料 月 額
31 ～ 32	給 与 規 程 別 表 第 1 の 給 料 表 の 職 務 の 級 が 1 級 で 、 号 給 が 34 号 給 の 給 料 月 額
33 ～ 34	給 与 規 程 別 表 第 1 の 給 料 表 の 職 務 の 級 が 1 級 で 、 号 給 が 38 号 給 の 給 料 月 額
35 ～ 36	給 与 規 程 別 表 第 1 の 給 料 表 の 職 務 の 級 が 1 級 で 、 号 給 が 42 号 給 の 給 料 月 額
37 ～ 38	給 与 規 程 別 表 第 1 の 給 料 表 の 職 務 の 級 が 1 級 で 、 号 給 が 46 号 給 の 給 料 月 額
39 歳 以 上	給 与 規 程 別 表 第 1 の 給 料 表 の 職 務 の 級 が 1 級 で 、 号 給 が 50 号 給 の 給 料 月 額

別表第4(1)及び(5)を次のように改める。

(1) 医療局病院経営本部行政職員昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	2	1	1	1	
11	1	1	3	1	1	1	
12	1	1	4	1	1	1	
13	1	1	5	1	1	1	
14	1	1	6	1	1	1	
15	1	1	7	1	2	1	
16	1	1	8	1	2	1	
17	1	1	9	1	3	1	
18	1	2	10	1	3	1	
19	1	3	11	1	4	1	
20	1	4	12	1	4	1	
21	1	5	13	1	5	1	
22	1	6	14	2	5	1	
23	1	7	15	3	6	1	
24	1	8	16	4	6	1	

25	1	9	17	5	7	1	
26	1	10	18	6	7	1	
27	1	11	19	7	8	1	
28	1	12	20	8	8	1	
29	1	13	21	9	9	1	
30	1	14	22	10	9	1	
31	1	15	23	11	9	1	
32	1	16	24	12	9	1	
33	1	17	25	13	10	1	
34	1	18	26	14	10	1	
35	1	19	27	15	10	1	
36	1	20	28	16	10	1	
37	1	21	29	17	11	1	
38	2	22	30	18	11	1	
39	3	23	31	19	11	1	
40	4	24	32	20	11	1	
41	5	25	33	21	12	1	
42	6	26	34	22	12	1	
43	7	27	35	23	12	1	
44	8	28	36	24	12	1	
45	9	29	37	25	13	1	
46	10	30	38	26	13	1	
47	11	31	39	27	13	1	
48	12	32	40	28	13	1	
49	13	33	41	29	13	1	
50	14	34	42	30	13	1	
51	15	35	43	31	14	1	
52	16	36	44	32	14	1	
53	17	37	45	33	14	1	
54	18	38	46	34	14	1	
55	19	39	47	35	14	1	

56	20	40	48	36	14	1	
57	21	41	49	37	15	1	
58	22	42	50	38	15	1	
59	23	43	51	39	15	1	
60	24	44	52	40	15	1	
61	25	45	53	41	15	1	
62	26	45	54	41	15	1	
63	27	46	55	42	16	1	
64	28	46	56	42	16	1	
65	29	47	57	43	16	1	
66	30	47	58	43	16	1	
67	31	48	59	44	16	1	
68	32	48	60	44	16	1	
69	33	49	61	45	17	1	
70	34	50	62	46	17	1	
71	35	51	63	47	17	1	
72	36	52	64	48	17	1	
73	37	53	65	49	17	1	
74	38	53	66	49	17	1	
75	39	53	67	50	18	1	
76	40	54	68	50	18	1	
77	41	54	69	51	18		
78	42	54	69	51	18		
79	43	55	70	52	18		
80	44	55	70	52	18		
81	45	55	71	53	19		
82	46	56	71	54	19		
83	47	56	72	55	19		
84	48	56	72	56	19		
85	49	57	73	57	19		
86	50	57	74	58	19		

87	51	57	75	59	20		
88	52	58	76	60	20		
89	53	58	77	61	20		
90	54	58	78	62	20		
91	55	59	79	63	20		
92	56	59	80	64	20		
93	57	59	81	65	21		
94	57	60	82	66	21		
95	57	60	83	67	21		
96	58	60	84	68	21		
97	58	61	85	69	21		
98	58	61	86	70	22		
99	59	61	87	71	22		
100	59	61	88	72	22		
101	59	62	89	73	22		
102	60	62	90	74	22		
103	60	62	91	75	23		
104	60	62	92	76	23		
105	61	63	93	77	23		
106			94	78			
107			95	79			
108			96	80			
109			97	81			
110			97	82			
111			98	83			
112			98	84			
113			99	85			
114			99	86			
115			100	87			
116			100	88			
117			101	89			

118			102	90			
119			103	91			
120			104	92			
121			105	93			
122				94			
123				95			
124				96			
125				97			
126				98			
127				99			
128				100			
129				101			

(5) 医療局病院経営本部技能職員等昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給	
	2 級	3 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1

17	1	1
18	1	2
19	1	3
20	1	4
21	1	5
22	1	6
23	1	7
24	1	8
25	1	9
26	1	10
27	1	11
28	1	12
29	1	13
30	1	14
31	1	15
32	1	16
33	1	17
34	1	18
35	1	19
36	1	20
37	1	21
38	2	22
39	3	23
40	4	24
41	5	25
42	6	26
43	7	27
44	8	28
45	9	29
46	10	30
47	11	31

48	12	32
49	13	33
50	14	34
51	15	35
52	16	36
53	17	37
54	18	38
55	19	39
56	20	40
57	21	41
58	22	42
59	23	43
60	24	44
61	25	45
62	26	45
63	27	46
64	28	46
65	29	47
66	30	47
67	31	48
68	32	48
69	33	49
70	34	50
71	35	51
72	36	52
73	37	53
74	38	53
75	39	53
76	40	54
77	41	54
78	42	54

79	43	55
80	44	55
81	45	55
82	46	56
83	47	56
84	48	56
85	49	57
86	50	57
87	51	57
88	52	58
89	53	58
90	54	58
91	55	59
92	56	59
93	57	59
94	57	60
95	58	60
96	58	60
97	59	61
98	59	61
99	60	61
100	60	61
101	61	62
102	61	62
103	61	62
104	61	62
105	62	63
106	62	
107	62	
108	62	
109	63	

110	63	
111	63	
112	63	
113	64	
114	64	
115	64	
116	64	
117	65	
118	65	
119	65	
120	65	
121	65	

別表第4の2(1)及び(5)を次のように改める。

(1) 医療局病院経営本部行政職員給料表降格時号給対応表

降格した日 の前日に受 けていた号 給	降格後の号給						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	37	17	9	21	14	76	9
2	38	18	10	22	16	76	9
3	39	19	11	23	18	76	9
4	40	20	12	24	20	76	9
5	41	21	13	25	22	76	9
6	42	22	14	26	24	76	9
7	43	23	15	27	26	76	9
8	44	24	16	28	28	76	9
9	45	25	17	29	32	76	9
10	46	26	18	30	36		9
11	47	27	19	31	40		
12	48	28	20	32	44		
13	49	29	21	33	50		
14	50	30	22	34	56		
15	51	31	23	35	62		
16	52	32	24	36	68		
17	53	33	25	37	74		
18	54	34	26	38	80		
19	55	35	27	39	86		
20	56	36	28	40	92		
21	57	37	29	41	97		
22	58	38	30	42	102		
23	59	39	31	43	105		
24	60	40	32	44	105		
25	61	41	33	45	105		
26	62	42	34	46	105		

27	63	43	35	47	105		
28	64	44	36	48	105		
29	65	45	37	49	105		
30	66	46	38	50	105		
31	67	47	39	51	105		
32	68	48	40	52	105		
33	69	49	41	53	105		
34	70	50	42	54	105		
35	71	51	43	55	105		
36	72	52	44	56	105		
37	73	53	45	57	105		
38	74	54	46	58	105		
39	75	55	47	59	105		
40	76	56	48	60	105		
41	77	57	49	62	105		
42	78	58	50	64	105		
43	79	59	51	66	105		
44	80	60	52	68	105		
45	81	62	53	69	105		
46	82	64	54	70	105		
47	83	66	55	71	105		
48	84	68	56	72	105		
49	85	69	57	74	105		
50	86	70	58	76	105		
51	87	71	59	78	105		
52	88	72	60	80	105		
53	89	75	61	81	105		
54	90	78	62	82	105		
55	91	81	63	83	105		
56	92	84	64	84	105		
57	95	87	65	85	105		

58	98	90	66	86	105		
59	101	93	67	87	105		
60	104	96	68	88	105		
61	105	100	69	89	105		
62	105	104	70	90	105		
63	105	105	71	91	105		
64	105	105	72	92	105		
65	105	105	73	93	105		
66	105	105	74	94	105		
67	105	105	75	95	105		
68	105	105	76	96	105		
69	105	105	78	97	105		
70	105	105	80	98	105		
71	105	105	82	99	105		
72	105	105	84	100	105		
73	105	105	85	101	105		
74	105	105	86	102	105		
75	105	105	87	103	105		
76	105	105	88	104	105		
77	105	105	89	105			
78	105	105	90	106			
79	105	105	91	107			
80	105	105	92	108			
81	105	105	93	109			
82	105	105	94	110			
83	105	105	95	111			
84	105	105	96	112			
85	105	105	97	113			
86	105	105	98	114			
87	105	105	99	115			
88	105	105	100	116			

89	105	105	101	117			
90	105	105	102	118			
91	105	105	103	119			
92	105	105	104	120			
93	105	105	105	121			
94	105	105	106	122			
95	105	105	107	123			
96	105	105	108	124			
97	105	105	110	125			
98	105	105	112	126			
99	105	105	114	127			
100	105	105	116	128			
101	105	105	117	129			
102	105	105	118	129			
103	105	105	119	129			
104	105	105	120	129			
105	105	105	121	129			
106		105	121				
107		105	121				
108		105	121				
109		105	121				
110		105	121				
111		105	121				
112		105	121				
113		105	121				
114		105	121				
115		105	121				
116		105	121				
117		105	121				
118		105	121				
119		105	121				

120		105	121				
121		105	121				
122			121				
123			121				
124			121				
125			121				
126			121				
127			121				
128			121				
129			121				

(5) 医療局病院経営本部技能職員等給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給	
	1 級	2 級
1	37	17
2	38	18
3	39	19
4	40	20
5	41	21
6	42	22
7	43	23
8	44	24
9	45	25
10	46	26
11	47	27
12	48	28
13	49	29
14	50	30
15	51	31
16	52	32
17	53	33
18	54	34

19	55	35
20	56	36
21	57	37
22	58	38
23	59	39
24	60	40
25	61	41
26	62	42
27	63	43
28	64	44
29	65	45
30	66	46
31	67	47
32	68	48
33	69	49
34	70	50
35	71	51
36	72	52
37	73	53
38	74	54
39	75	55
40	76	56
41	77	57
42	78	58
43	79	59
44	80	60
45	81	62
46	82	64
47	83	66
48	84	68
49	85	69

50	86	70
51	87	71
52	88	72
53	89	75
54	90	78
55	91	81
56	92	84
57	94	87
58	96	90
59	98	93
60	100	96
61	104	100
62	108	104
63	112	105
64	116	105
65	121	105
66	121	105
67	121	105
68	121	105
69	121	105
70	121	105
71	121	105
72	121	105
73	121	105
74	121	105
75	121	105
76	121	105
77	121	105
78	121	105
79	121	105
80	121	105

81	121	105
82	121	105
83	121	105
84	121	105
85	121	105
86	121	105
87	121	105
88	121	105
89	121	105
90	121	105
91	121	105
92	121	105
93	121	105
94	121	105
95	121	105
96	121	105
97	121	105
98	121	105
99	121	105
100	121	105
101	121	105
102	121	105
103	121	105
104	121	105
105	121	105
106		105
107		105
108		105
109		105
110		105
111		105

112		105
113		105
114		105
115		105
116		105
117		105
118		105
119		105
120		105
121		105

別表第5中「顕著な勤務実績をあげた職員」を「勤務成績が極めて良好であった職員」に、「十分な勤務実績をあげた職員」を「勤務成績が特に良好であった職員」に改め、別表第5(1)を次のように改める。

(1) 医療局病院経営本部行政職員給料表

		昇給区分				
		勤務成績が極めて良好であった職員	勤務成績が特に良好であった職員	勤務成績が良好であった職員	勤務成績がやや良好であった職員	勤務成績が良好でなかった職員
昇給の号給数	職務の					
	8級	2	1			
	7級					
	6級	8～7	6～5	4	3～1	0
		4～3	3～2	2	1～0	0
	5級	8～5		4	3～1	0
		4～2		2	1～0	0
	3級	6～5		4	3～1	0
	2級	3～2		2	1～0	0
	1級					

備考 この表（7級及び8級を除く）に定める下段の号給数は、給与規程第5条第4項の規定の適用を受ける職員に、上段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。ただし、本則に1章を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(令和8年度切替日における昇格又は降格の特例)

- 2 令和8年4月1日（以下「令和8年度切替日」という。）に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が令和8年度切替日に受けることとなる号給を令和8年度切替日の前日に受けていたものとみなして、横浜市医療局病院経営本部職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程第17条又は第19条の規定を適用する。

横浜市医療局病院経営本部職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月26日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

医療局病院経営本部規程第11号（令和8年3月26日揭示済）

横浜市医療局病院経営本部職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程（平成24年5月病院経営局規程第8号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項の次に次の1項を加える。

3 成績率は、病院事業管理者が別に定める次の各号に掲げる割合の合計とする。ただし、第1号において病院事業管理者が別に定める割合のない職員にあっては、成績率を100分の100とする。

(1) 業務実績評価による割合

(2) 休業等取得職員に係る業務対応による割合

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

教育委員会

横浜市教育委員会公告第4号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号及び第3号により、次の者を令和8年3月27日懲戒処分に付した。

令和8年4月3日

横浜市教育委員会

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
横浜市立あかね台 中学校	教諭	中野 怜	停職3月

横浜市教育委員会公告第5号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号及び第3号により、次の者を令和8年3月27日懲戒処分に付した。

令和8年4月3日

横浜市教育委員会

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
横浜市立港中学校	教諭 (臨時的任用職員)	大屋拓也	免職

横浜市教育委員会公告第6号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号、第2号及び第3号により、次の者を令和8年3月27日懲戒処分に付した。

令和8年4月3日

横浜市教育委員会

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
横浜市立桜丘高等学校	教諭	柏木剛志	停職9月

市会

横浜市会規程第5号

横浜市会個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年3月横浜市会規程第2号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月3日

横浜市会議長 渋谷 健

第3条第5号中「第19条の4第1項第5号」を「第19条の4第1項第4号」に改め、同条第16号中「第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第201条の2第1項の被保険者番号等」に改める。

附 則

この規程中第3条第16号の改正規定は公布の日から、同条第5号の改正規定は令和8年6月14日から施行する。

令和8年第1回市会定例会会議事項（第1日）

- 1 開会日時 1月28日 午前10時00分
- 2 出席議員 85人
- 3 会議のてん末 次のとおり

会期の決定

1月28日から3月24日までの56日間と決定

議第13号議案 山中竹春市長による暴言や誹謗中傷に関する
事案の真相究明を求める決議
以上委員会付託を省略、即決にて原案可決

市第75号議案 令和7年度横浜市一般会計補正予算（第6号）
以上関係常任委員会に付託

市第75号議案 令和7年度横浜市一般会計補正予算（第6号）
以上（付託分）委員会報告どおり原案可決

- 4 散会時刻 午後1時11分

令和8年第1回市会定例会会議事項（第2日）

- 1 開会日時 2月10日 午前10時00分
- 2 出席議員 84人
- 3 会議のてん末 次のとおり

市報第28号	市営住宅使用料支払請求即決和解事件に係る和解についての専決処分報告
市報第29号	自動車事故等についての損害賠償額の決定の専決処分報告
市報第30号	変更契約の締結についての専決処分報告
以上3件報告	
市報第31号	令和7年度横浜市一般会計補正予算（第5号）についての専決処分報告
市第108号議案	第5期横浜市教育振興基本計画の策定
市第109号議案	横浜市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定
市第110号議案	横浜市青少年相談センター条例の全部改正
市第111号議案	横浜市行政手続条例の一部改正
市第112号議案	横浜市乳児等通園支援事業の設備、運営等の基準に関する条例の一部改正
市第113号議案	横浜市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例及び横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正
市第114号議案	横浜市老人福祉施設条例の一部改正
市第115号議案	横浜市公園条例の一部改正
市第116号議案	横浜市営住宅条例の一部改正
市第117号議案	横浜市建築基準条例の一部改正
市第118号議案	横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正
市第119号議案	横浜市駐車場条例の一部改正
市第120号議案	横浜市港湾施設条例の一部改正
市第121号議案	横浜市火災予防条例の一部改正
交第3号議案	横浜市高速鉄道運賃条例の一部改正
交第4号議案	横浜市貸切旅客自動車条例の一部改正
市第122号議案	横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正

市第 123 号議案	小机第 394 号線等市道路線の認定及び廃止
市第 124 号議案	中区本牧ふ頭所在市有土地の処分
市第 125 号議案	損害賠償請求事件についての訴訟上の和解
市第 126 号議案	地区センターの指定管理者の指定
市第 127 号議案	首都高速道路株式会社が高速道路事業の許可事項を変更することについての同意
市第 128 号議案	六浦住宅（仮称）建替工事（建築工事）請負契約の締結
市第 129 号議案	消防訓練センター訓練施設整備工事（高層訓練塔建築工事）請負契約の締結
市第 130 号議案	市営野庭住宅（I 街区）建替事業契約の締結
市第 131 号議案	環状 4 号線（北町地区）道路整備工事（橋りょう上部工）請負契約の変更
市第 132 号議案	東部方面斎場（仮称）新築工事（火葬炉築造工事）請負契約の変更
市第 133 号議案	戸塚駅西口第 1 地区第二種市街地再開発事業に伴う公益施設整備事業契約の変更
市第 134 号議案	上郷・森の家改修運営事業契約の変更
市第 135 号議案	横浜文化体育館再整備事業契約の変更
市第 136 号議案	本牧市民プール再整備事業契約の変更
市第 137 号議案	令和 7 年度横浜市一般会計補正予算（第 7 号）
市第 138 号議案	令和 7 年度横浜市国民健康保険事業費会計補正予算（第 1 号）
市第 139 号議案	令和 7 年度横浜市介護保険事業費会計補正予算（第 1 号）
市第 140 号議案	令和 7 年度横浜市後期高齢者医療事業費会計補正予算（第 1 号）
市第 141 号議案	令和 7 年度横浜市港湾整備事業費会計補正予算（第 1 号）
市第 142 号議案	令和 7 年度横浜市中心卸売市場費会計補正予算（第 2 号）
市第 143 号議案	令和 7 年度横浜市中心と畜場費会計補正予算（第 1 号）
市第 144 号議案	令和 7 年度横浜市勤労者福祉共済事業費会計補正予算（第 1 号）
市第 145 号議案	令和 7 年度横浜市公害被害者救済事業費会計補正予算（第 1 号）
市第 146 号議案	令和 7 年度横浜市市街地開発事業費会計補正予算（第 1 号）

市第 147 号議案	令和 7 年度横浜市新墓園事業費会計補正予算 (第 1 号)
市第 148 号議案	令和 7 年度横浜市みどり保全創造事業費会計 補正予算(第 1 号)
市第 149 号議案	令和 7 年度横浜市公共事業用地費会計補正予 算(第 1 号)
市第 150 号議案	令和 7 年度横浜市市債金会計補正予算(第 1 号)
市第 151 号議案	令和 7 年度横浜市下水道事業会計補正予算(第 1 号)
市第 152 号議案	令和 7 年度横浜市埋立事業会計補正予算(第 1 号)
水第 7 号議案	令和 7 年度横浜市水道事業会計補正予算(第 1 号)
交第 5 号議案	令和 7 年度横浜市高速鉄道事業会計補正予算 (第 1 号)
病第 3 号議案	令和 7 年度横浜市病院事業会計補正予算(第 1 号)
以上 51 件関係常任委員会に付託	
市第 76 号議案	令和 8 年度横浜市一般会計予算
市第 77 号議案	令和 8 年度横浜市国民健康保険事業費会計予 算
市第 78 号議案	令和 8 年度横浜市介護保険事業費会計予算
市第 79 号議案	令和 8 年度横浜市後期高齢者医療事業費会計 予算
市第 80 号議案	令和 8 年度横浜市港湾整備事業費会計予算
市第 81 号議案	令和 8 年度横浜市中心卸売市場費会計予算
市第 82 号議案	令和 8 年度横浜市中央と畜場費会計予算
市第 83 号議案	令和 8 年度横浜市母子父子寡婦福祉資金会計 予算
市第 84 号議案	令和 8 年度横浜市勤労者福祉共済事業費会計 予算
市第 85 号議案	令和 8 年度横浜市公害被害者救済事業費会計 予算
市第 86 号議案	令和 8 年度横浜市市街地開発事業費会計予算
市第 87 号議案	令和 8 年度横浜市自動車駐車場事業費会計予 算
市第 88 号議案	令和 8 年度横浜市新墓園事業費会計予算
市第 89 号議案	令和 8 年度横浜市風力発電事業費会計予算
市第 90 号議案	令和 8 年度横浜市みどり保全創造事業費会計

	予 算
市第91号議案	令和8年度横浜市公共事業用地費会計予算
市第92号議案	令和8年度横浜市市債金会計予算
市第93号議案	令和8年度横浜市下水道事業会計予算
市第94号議案	令和8年度横浜市埋立事業会計予算
市第95号議案	横浜市動物愛護基金条例の制定
市第96号議案	横浜市旅費条例の全部改正
市第97号議案	横浜市事務分掌条例の一部改正
市第98号議案	横浜市職員定数条例の一部改正
市第99号議案	横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正
市第100号議案	横浜市一般職職員の給与に関する上程等の一部改正
市第101号議案	横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
市第102号議案	横浜市保育所条例の一部改正
市第103号議案	横浜市総合保健医療センター条例等の一部改正
市第104号議案	横浜市国民健康保険条例の一部改正
市第105号議案	横浜市小児の医療費情勢に関する条例の一部改正
病第2号議案	横浜市病院事業の経営する病院条例の一部改正
市第106号議案	公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更の認可
市第107号議案	包括外部監査契約の締結
	以上38件審議中

4 散会時刻 午後3時20分

令和8年第1回市会定例会会議事項（第3日）

- 1 開会日時 2月18日 午前10時00分
- 2 出席議員 85人
- 3 会議のてん末 次のとおり

市報第31号 令和7年度横浜市一般会計補正予算（第5号）
 についての専決処分報告

以上（付託分）委員会報告どおり承認

市第137号議案 令和7年度横浜市一般会計補正予算（第7号）

市第108号議案 第5期横浜市教育振興基本計画の策定

市第114号議案 横浜市老人福祉施設条例の一部改正

市第109号議案 横浜市特定乳児等通園支援事業の運営の基準
 に関する条例の制定

市第112号議案 横浜市乳児等通園支援事業の設備、運営等の
 基準に関する条例の一部改正

市第116号議案 横浜市営住宅条例の一部改正

市第117号議案 横浜市建築基準条例の一部改正

市第127号議案 首都高速道路株式会社が高速道路事業の許可
 事項を変更することについての同意

市第130号議案 市営野庭住宅（I街区）建替事業契約の締結

市第146号議案 令和7年度横浜市市街地開発事業費会計補正
 予算（第1号）

市第135号議案 横浜文化体育館再整備事業契約の変更

市第136号議案 本牧市民プール再整備事業契約の変更

市第148号議案 令和7年度横浜市みどり保全創造事業費会計
 補正予算（第1号）

市第120号議案 横浜市港湾施設条例の一部改正

市第133号議案 戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業
 に伴う公益施設整備事業契約の変更

市第134号議案 上郷・森の家改修運営事業契約の変更

市第141号議案 令和7年度横浜市港湾整備事業費会計補正予
 算（第1号）

市第110号議案 横浜市青少年相談センター条例の全部改正

市第111号議案 横浜市行政手続条例の一部改正

市第113号議案 横浜市一時保護施設の設備及び運営の基準に

	関する条例及び横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正
市第 115 号議案	横浜市公園条例の一部改正
市第 118 号議案	横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正
市第 119 号議案	横浜市駐車場条例の一部改正
市第 121 号議案	横浜市火災予防条例の一部改正
交第 3 号議案	横浜市高速鉄道運賃条例の一部改正
交第 4 号議案	横浜市貸切旅客自動車条例の一部改正
市第 122 号議案	横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正
市第 123 号議案	小机第 394 号線等市道路線の認定及び廃止
市第 124 号議案	中区本牧ふ頭所在市有土地の処分
市第 125 号議案	損害賠償請求事件についての訴訟上の和解
市第 126 号議案	地区センターの指定管理者の指定
市第 128 号議案	六浦住宅（仮称）建替工事（建築工事）請負契約の締結
市第 129 号議案	消防訓練センター訓練施設整備工事（高層訓練塔建築工事）請負契約の締結
市第 131 号議案	環状 4 号線（北町地区）道路整備工事（橋りょう上部工）請負契約の変更
市第 132 号議案	東部方面斎場（仮称）新築工事（火葬炉築造工事）請負契約の変更
市第 138 号議案	令和 7 年度横浜市国民健康保険事業費会計補正予算（第 1 号）
市第 139 号議案	令和 7 年度横浜市介護保険事業費会計補正予算（第 1 号）
市第 140 号議案	令和 7 年度横浜市後期高齢者医療事業費会計補正予算（第 1 号）
市第 142 号議案	令和 7 年度横浜市中心卸売市場費会計補正予算（第 2 号）
市第 143 号議案	令和 7 年度横浜市中心と畜場費会計補正予算（第 1 号）
市第 144 号議案	令和 7 年度横浜市勤労者福祉共済事業費会計補正予算（第 1 号）
市第 145 号議案	令和 7 年度横浜市公害被害者救済事業費会計補正予算（第 1 号）
市第 147 号議案	令和 7 年度横浜市新墓園事業費会計補正予算（第 1 号）
市第 149 号議案	令和 7 年度横浜市公共事業用地費会計補正予

	算（第1号）
市第150号議案	令和7年度横浜市市債金会計補正予算（第1号）
市第151号議案	令和7年度横浜市下水道事業会計補正予算（第1号）
市第152号議案	令和7年度横浜市埋立事業会計補正予算（第1号）
水第7号議案	令和7年度横浜市水道事業会計補正予算（第1号）
交第5号議案	令和7年度横浜市高速鉄道事業会計補正予算（第1号）
病第3号議案	令和7年度横浜市病院事業会計補正予算（第1号）

以上50件（付託分）委員会報告どおり原案可決

議第14号議案	横浜市会個人情報保護に関する条例の一部改正
---------	-----------------------

以上委員会付託を省略、即決にて原案可決

議員派遣

以上即決にて実施を決定

市第76号議案から	令和8年度横浜市各会計予算及び予算関係議案
市第107号議案まで	

以上38件審議中

4 散会時刻 午後5時53分

令和8年第1回市会定例会会議事項（第4日）

- 1 開会日時 2月20日 午前10時00分
- 2 出席議員 83人
- 3 会議のてん末 次のとおり

市第76号議案から 令和8年度横浜市各会計予算及び予算関
市第107号議案まで 係議案
以上38件それぞれ43人から成る予算第一及び予算第二特別委
員会を設置し、付託

予算第一及び予算第二特別委員会委員の選任
以上議長指名により選任（氏名 別紙1）

予算第一及び予算第二特別委員会委員長並びに同副委員長各2人
の選挙

以上議長指名により選挙
当選人 次のとおり

予算第一特別委員会

委員長	黒川	勝君
副委員長	磯部圭	太君
同	麓理	恵君

予算第二特別委員会

委員長	川口	広君
副委員長	小松範	昭君
同	斉藤伸	一君

- 4 散会時刻 午後8時39分

予 算 第 一 ・ 予 算 第 二 特 別 委 員 会 委 員

	予 算 第 一 特 別 委 員 会 委 員		予 算 第 二 特 別 委 員 会 委 員	
自 民	東 みちよ 伊 波 俊之助 磯 部 圭 太 大 桑 正 貴 鴨志田 啓 介 黒 川 勝 佐 藤 茂 酒 井 誠	清 水 富 雄 渋谷 健 白 井 亮 次 関 勝 則 田野井 一 雄 伏 見 幸 枝 増 永 純 女 松 本 研	青 木 亮 祐 おさかべさやか 川 口 広 小 松 範 昭 佐 藤 祐 文 斉 藤 達 也 鈴 木 太 郎 瀬之間 康 浩	長谷川 琢 磨 福 地 茂 藤 代 哲 夫 山 下 正 人 山 田 一 誠 横 山 正 人 横 山 勇 太 朗 渡 邊 忠 則
公 明	安 西 英 俊 市 来 栄美子 竹野内 猛 中 島 光 徳	仁 田 昌 寿 福 島 直 子 望 月 康 弘	尾 崎 太 木 内 秀 一 行 田 朝 仁 久 保 和 弘	斉 藤 伸 一 高 橋 正 治 竹 内 康 洋 武 田 勝 久
立 憲	越久田 記 子 高 田 修 平 中 山 大 輔	麓 理 恵 森 ひろたか 谷田部 孝 一	大 岩 真善和 かざま あさみ 田 中 ゆ き	花 上 喜代志 藤 崎 浩 太 郎 山 浦 英 太
維 新	いそべ 尚 哉 柏 原 すぐる	くしだ 久 子	伊 藤 くみこ 大 山 しょうじ	坂 井 太 田 中 紳 一
国 民	熊 本 ちひろ 二 井 くみよ	横 溝 じゅん子	こがゆ 康 弘 坂 本 勝 司	深 作 祐 衣
共 産	宇佐美 さやか 大和田 あきお	古 谷 靖 彦	白 井 正 子 み わ 智恵美	
横 浜	山 田 桂一郎		関 嵩 史	
太 田	太 田 正 孝			
井 上			井 上 さくら	
市 民			梶 村 充	
無	輿 石 かつ子			
浜 風	荻 原 隆 宏			
長 え	長谷川 えつこ			
ト モ			大 野 トモイ	

令和8年第1回市会定例会会議事項（第5日）

- 1 開会日時 3月11日 午前10時00分
- 2 出席議員 83人
- 3 会議のてん末 次のとおり

市第153号議案 横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正

以上関係常任委員会に付託

- 4 散会時刻 午前11時16分

令和8年第1回市会定例会会議事項（第6日）

- 1 開議日時 3月24日 午後2時00分
- 2 出席議員 84人
- 3 会議のてん末 次のとおり

市第76号議案	令和8年度横浜市一般会計予算
市第86号議案	令和8年度横浜市市街地開発事業費会計予算
市第90号議案	令和8年度横浜市みどり保全創造事業費会計 予算
市第97号議案	横浜市事務分掌条例の一部改正
市第103号議案	横浜市総合保健医療センター条例等の一部改 正
病第2号議案	横浜市病院事業の経営する病院条例の一部改 正
市第106号議案	公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の 上限の変更の認可
市第77号議案	令和8年度横浜市国民健康保険事業費会計予 算
市第78号議案	令和8年度横浜市介護保険事業費会計予算
市第79号議案	令和8年度横浜市後期高齢者医療事業費会計 予算
市第80号議案	令和8年度横浜市港湾整備事業費会計予算
市第98号議案	横浜市職員定数条例等の一部改正
市第100号議案	横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一 部改正
市第102号議案	横浜市保育所条例の一部改正
市第104号議案	横浜市国民健康保険条例の一部改正
市第91号議案	令和8年度横浜市公共事業用地費会計予算
市第94号議案	令和8年度横浜市埋立事業会計予算
市第81号議案	令和8年度横浜市中心卸売市場費会計予算
市第82号議案	令和8年度横浜市中央と畜場費会計予算
市第83号議案	令和8年度横浜市母子父子寡婦福祉資金会計 予算
市第84号議案	令和8年度横浜市勤労者福祉共済事業費会計 予算
市第85号議案	令和8年度横浜市公害被害者救済事業費会計 予算

- 市第87号議案 令和8年度横浜市自動車駐車場事業費会計予算
- 市第88号議案 令和8年度横浜市新墓園事業費会計予算
- 市第89号議案 令和8年度横浜市風力発電事業費会計予算
- 市第92号議案 令和8年度横浜市市債金会計予算
- 市第93号議案 令和8年度横浜市下水道事業会計予算
- 水第5号議案 令和8年度横浜市水道事業会計予算
- 水第6号議案 令和8年度横浜市工業用水道事業会計予算
- 交第1号議案 令和8年度横浜市自動車事業会計予算
- 交第2号議案 令和8年度横浜市高速鉄道事業会計予算
- 病第1号議案 令和8年度横浜市病院事業会計予算
- 市第95号議案 横浜市動物愛護基金条例の制定
- 市第96号議案 横浜市旅費条例の全部改正
- 市第99号議案 横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正
- 市第101号議案 横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
- 市第105号議案 横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部改正
- 市第107号議案 包括外部監査契約の締結
- 以上38件（付託分）委員会報告どおり原案可決
- 市第153号議案 横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正
- 以上（付託分）委員会報告どおり原案可決
- 請願第45号 新本牧ふ頭の環境影響評価結果について
- 以上（付託分）委員会報告どおり不採択
- 議第15号議案 横浜市会委員会条例の一部改正
- 以上委員会付託を省略、即決にて原案可決
- 議第16号議案 中東地域での紛争の早期事態収拾を求める決議
- 以上委員会付託を省略、即決にて原案可決
- 市第154号議案 横浜市認定こども園の要件を定める条例の一部改正
- 市第155号議案 横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の

一部改正

以上2件関係常任委員会に付託

市第155号議案 横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

市第154号議案 横浜市認定こども園の要件を定める条例の一部改正

以上2件（付託分）委員会報告どおり原案可決

市第156号議案 横浜市副市長の選任
以上委員会付託を省略、即決にて同意

諮問市第5号 人権擁護委員候補者の推薦
以上委員会付託を省略、即決にて異議のない旨答申

閉会中継続審査
委員会所管事務24件は、いずれも閉会中継続審査とした。

4 閉会時刻 午後5時36分